

投資信託説明書
(目論見書)
2008.9

LM・オーストラリア毎月分配型ファンド

追加型株式投資信託／バランス型／自動けいぞく投資可能



■設定・運用は **レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社**

- 1 . 本文書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。
- 2 . 本文書の前半は、投資信託説明書（交付目論見書）、後半は、投資信託説明書（請求目論見書）で構成されています。

LM・オーストラリア毎月分配型ファンド

追加型株式投資信託／バランス型／自動けいぞく投資可能

投資信託説明書
（交付目論見書）

2008.9

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

本文書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

1. LM・オーストラリア毎月分配型ファンド(以下「当ファンド」といいます。)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成20年9月4日に関東財務局長に提出しており、平成20年9月5日にその届出の効力が生じております。
2. 金融商品取引法第13条第2項第2号に定められた事項に関する内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)(記載項目等については本文書「14. その他」の「(11)ファンドの詳細情報の項目」をご参照ください。)は、ご投資家の請求により交付されます。投資信託説明書(請求目論見書)の請求を行った場合には、ご投資家も自ら交付請求したことを記録しておくようにしてください。
3. 当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に外貨建公社債を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、実質組入債券の値動き及び為替相場の変動等により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、実質組入債券の発行者の経営・財務内容の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失はすべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外で投資信託をご購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にはなりません。

下記の事項は、LM・オーストラリア毎月分配型ファンド（以下「当ファンド」といいます。）をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項及び投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

記

当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主に外貨建の債券を実質的な投資対象としますので、組入債券の価格の下落や、組入債券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「為替変動リスク」、「金利変動リスク」や「信用リスク」等があります。

（注）詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「8．投資リスク」をご覧ください。

当ファンドに係る手数料等について

申込手数料

お申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.625%（税抜 2.5%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

（注）詳しくは販売会社にお問合せください。

換金（解約）手数料

当ファンドには換金（解約）手数料はありません。

信託財産留保額

当ファンドには信託財産留保額はありません。

信託報酬

ファンドの純資産総額に年 1.3125%（税抜年 1.25%）の率を乗じて得た額とします。

その他の費用*

(1) 信託事務等に要する諸費用（監査費用、印刷等費用、受益権の管理事務費用等）

(2) 有価証券売買時の売買委託手数料

(3) 資産を外国で保管する場合の費用 等

上記(1)は、日々の信託財産の純資産総額に年 0.05%の率を乗じて得た金額の合計額を上限とし、委託会社が算出する金額を、(2)及び(3)等につきましては実費として、ファンドより間接的にご負担いただきます。

（注）詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「10. 費用及び税金等」をご覧ください。

*「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

以上

LM・オーストラリア毎月分配型ファンド

ファンドの概要

商品分類	追加型株式投資信託／バランス型／自動けいぞく投資可能
投資の基本方針	主として豪ドル建の公社債に投資を行い、信託財産の成長と毎月の安定した分配を目指します。
投資対象	「LM・豪ドル債券マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 有価証券先物取引等の活用は、原則としてヘッジ目的に限定します。
価額変動リスク	公社債などの値動きのある証券（当ファンドは円建ですが、外国証券に投資しますので、為替変動の影響も受けます。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
信託設定日	平成15年6月30日
信託期間	原則として、無期限です。
決算と収益分配	決算日（原則として毎月10日、休業日の場合は翌営業日。）に、収益分配方針に基づいて分配を行います。
お申込日	原則として、毎営業日（シドニー先物取引所、シドニーの銀行またはメルボルンの銀行の休業日の場合を除く）の午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）まで受け付けます。
お申込期間	平成20年9月5日から平成21年9月3日まで
お申込価額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額
お申込単位	販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。 なお、販売会社は、本文「9. お申込み・換金手続きの概要」の「取得申込みの取扱場所及び払込取扱場所」記載の照会先までお問合せください。
お申込手数料	お申込手数料（1万口当たり、消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」または「税」ということがあります。）を含む。）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料率を乗じて得た額です。手数料率は、2.625%（税抜2.50%）を上限として販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。 なお、販売会社は、本文「9. お申込み・換金手続きの概要」の「取得申込みの取扱場所及び払込取扱場所」記載の照会先までお問合せください。
途中換金	原則として、毎営業日（シドニー先物取引所、シドニーの銀行またはメルボルンの銀行の休業日の場合を除く）の午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）まで受け付けます。解約価額は、解約申込受付日の翌営業日の基準価額です。なお、解約代金のお支払日は、解約申込受付日から起算して5営業日目以降となります。
信託財産留保額	なし
信託報酬	純資産総額に対し年率1.3125%（税抜1.25%）

当概要は、投資信託説明書（交付目論見書）本文を要約したものです。お申込みの際には、本文までよくお読みいただき、商品内容・リスクを十分にご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

主な投資対象と運用の基本方針

1. UBSオーストラリア債券インデックス（為替ヘッジなし、円換算ベース）を参考指標として運用を行います。
2. 豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券及び資産担保証券等を主要投資対象とします。投資を行う公社債は、取得時において、原則として格付機関からA-／A3以上の格付を付与されたものとします。
3. デュレーション・コントロール、セクター配分、銘柄選定の3つの戦略により超過収益の獲得を目指します。
4. シナリオ・ディペンデント・オプティマイゼーション（SDO）を活用したデュレーション・コントロールを行います。ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として参考指標のデュレーション±1年とします。
5. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって基準価額は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。

リスク及び留意点

以下に記載するリスク及び留意点は、当ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）に記載するリスク及び留意点を要約したものであり、当ファンドに関するすべてのリスク及び留意点を示すものではありません。詳細につきましては、投資信託説明書（交付目論見書）本文の該当ページをご覧ください。

慎重な投資の判断を行うために、当ファンドの取得申込者には、当ファンドの投資目的及びリスクの認識が求められます。当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に外貨建公社債を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、実質組入債券の値動き及び為替相場の変動等により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、実質組入債券の発行者の経営・財務内容の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。当ファンドの収益や投資利回り等は未確定であり、当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失はすべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

- ①為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）
- ②金利変動リスク（金利が上がると、基準価額が下がるリスク）
- ③信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）
- ④外国に投資するリスク（カントリーリスク）
- ⑤期限前償還のリスク
- ⑥デリバティブ活用のリスク
- ⑦資金流出に伴う留意点
- ⑧収益分配に関する留意点
- ⑨その他（投資の基本方針にしたがった運用ができない場合）の留意点

目次

投資信託説明書（交付目論見書）	頁
1. 目的及び基本的性格	1
2. 仕 組 み	2
3. 投 資 方 針	4
4. 投 資 制 限	8
5. 分 配 方 針	10
6. マザーファンドの概要	11
7. 運 用 体 制	13
8. 投 資 リ ス ク	15
9. お申込み・換金手続きの概要	17
10. 費 用 及 び 税 金 等	19
11. 管 理 及 び 運 営 等 の 概 要	23
12. 運 用 状 況	26
13. 財 務 ハ イ ラ イ ト 情 報	30
14. そ の 他	32
添 付	
1. 約 款	34
2. 用 語 集	47

有価証券届出書 表紙記載事項

提 出 日	: 平成20年9月4日
発 行 者 名	: レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 田島 廣久
本店の所在の場所	: 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	: LM・オーストラリア毎月分配型ファンド
募集内国投資信託受益証券の金額	: 上限4,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	: 該当ありません。

本文書に記載された情報の提供窓口は、下記の通りです。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページ <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号: 03-5219-5940 (委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで)

投資信託説明書（交付目論見書）

1. 目的及び基本的性格

ファンドの目的及び基本的性格

「LM・オーストラリア毎月分配型ファンド」(以下「当ファンド」ということがあります。)は、「LM・豪ドル債券マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)の受益証券への投資を通じて、主として豪ドル建の公社債に投資を行い、信託財産の成長と毎月の安定した分配を目指して運用を行うことを基本とします。

当ファンドは、契約型の追加型株式投資信託でバランス型*に属します。格付は取得していません。当ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め以下「社振法」ということがあります。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、株式会社証券保管振替機構及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」ということがあります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。 レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」ということがあります。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。信託金の限度額は、信託約款の規定により4,000億円となっております。ただし、委託会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。)と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

*「バランス型」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」として分類されるファンドです。当ファンドは、公社債中心に運用を行うものに該当します。

ファンドの特色

主として豪ドル建の公社債に投資を行い、信託財産の成長と毎月の安定した分配を目指します。UBSオーストラリア債券インデックス（為替ヘッジなし、円換算ベース）を参考指標として運用を行います。

豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券及び資産担保証券等を主要投資対象とします。投資を行う公社債は、取得時において、原則として格付機関からA- / A3以上の格付を付与されたものとします。

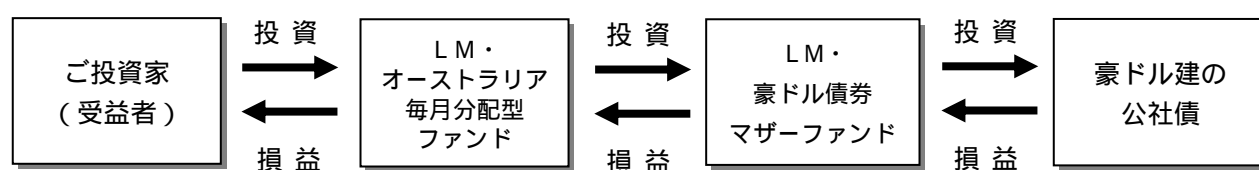
デュレーション・コントロール、セクター配分、銘柄選定の3つの戦略により超過収益の獲得を目指します。

シナリオ・ディペンデント・オプティマイゼーション(SDO)を活用したデュレーション・コントロールを行います。ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として参考指標のデュレーション±1年とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。

「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

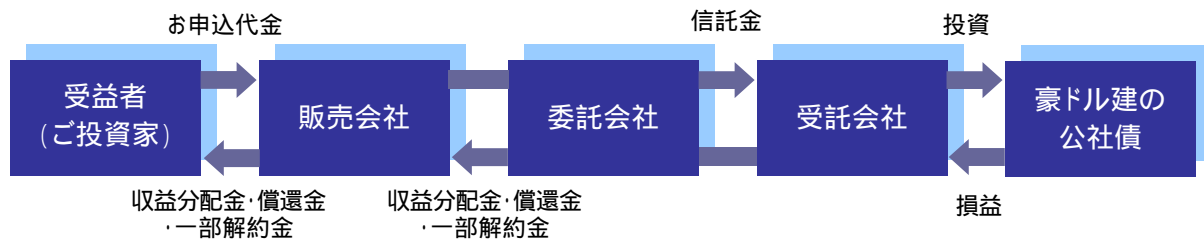
「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



委託会社は、上記マザーファンドに投資を行う当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行うことがあります。

2. 仕組み

ファンドの仕組み



委託会社

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

投資顧問会社

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド

販売会社

「販売会社」は、「9. お申込み・換金手続きの概要」中「(1)お申込手続等」の「取得申込みの取扱場所及び払込取扱場所」記載の照会先までお問合せください。

販売会社とは、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。

委託会社の概況

資本金の額（平成20年9月4日現在）

1,000百万円

沿革

平成10年 4月28日 「ソロモン投信委託株式会社」会社設立

平成10年 6月16日 証券投資信託委託会社免許取得

平成10年 11月30日 投資顧問業登録

平成11年 6月24日 投資一任契約に係る業務の認可取得

平成11年 10月 1日 スミス パーニー投資顧問株式会社と合併

「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成13年 4月 1日 「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成18年 1月 1日 「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成19年 9月30日 金融商品取引業登録

大株主の状況（平成20年9月4日現在）

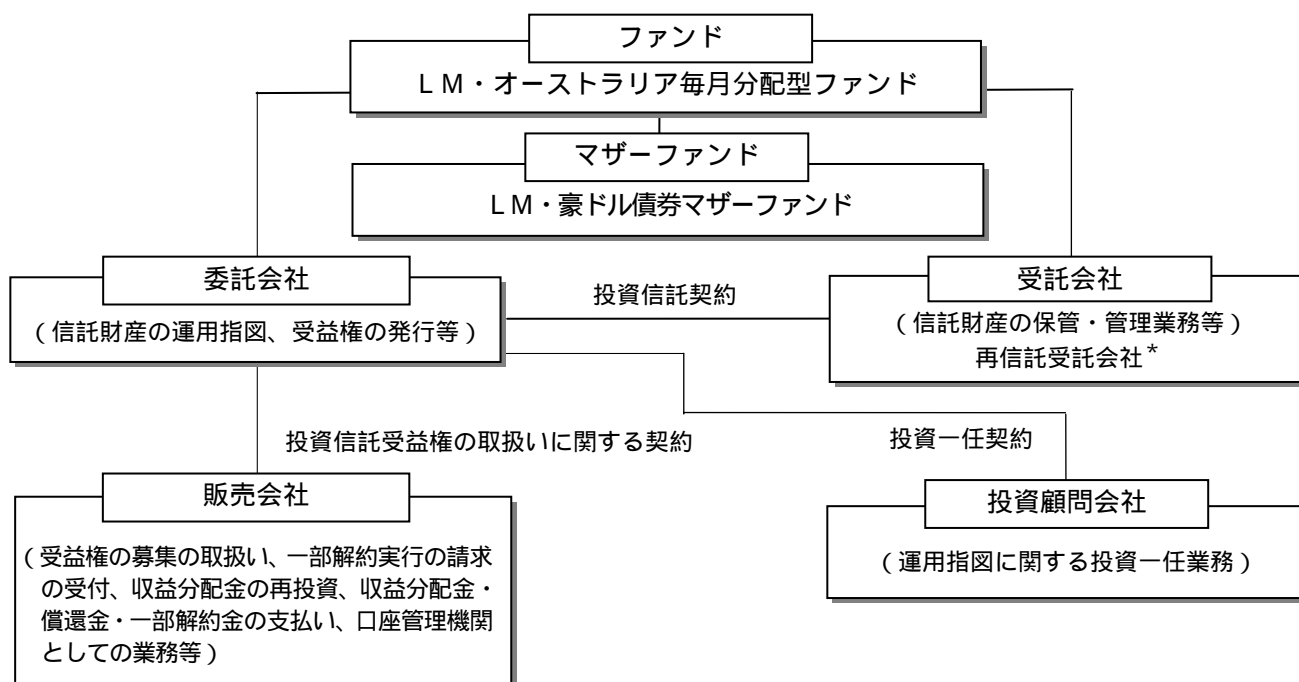
名 称 レグ・メイソン・インク

住 所 アメリカ合衆国メリーランド州ボルチモア市ライトストリート100

所有株式数 78,270株

持株比率 100%

ファンドの関係法人と契約の概要



* 受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

ファンドに関する契約の概要

投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、当ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社及び受託会社の業務に関する事項、信託の元本及び収益の管理並びに運用指図に関する事項等です。

投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集の取扱い、一部解約実行の請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資並びに収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い等）等について規定しています。

投資一任契約

委託会社が投資顧問会社にマザーファンドの運用指図に係る権限を委託するにあたり、投資の基本方針の遵守、業務の内容、必要経費の負担に係る取決め、投資顧問報酬等について両者間で取り決めたものです。


3 . 投資方針

1 豪ドル建債券に投資します。

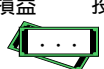

- 豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券及び資産担保証券等を主要投資対象とします。投資を行う公社債は、取得時において、原則として格付機関から A - / A 3 以上の格付を付与されたものとします。
- デュレーション・コントロール、セクター配分、銘柄選定の 3 つの戦略により超過収益の獲得を目指します。
- シナリオ・ディペンデント・オプティマイゼーション (SDO) を活用したデュレーション・コントロールを行います。ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として参考指標のデュレーション ± 1 年とします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。
- UBS オーストラリア債券インデックス (為替ヘッジなし、円換算ベース) を参考指標として運用を行います。

組入債券の種類
 主として豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券 (MBS) 及び資産担保証券 (ABS) 等に分散投資します。信用リスクを抑制するために、相対的に格付の高い (取得時において、格付機関から A - / A 3 以上の格付を付与された) 豪ドル建の債券を組入れます。


国債、州政府債
 国及び州政府が資金借入時に発行する証券のこと。オーストラリアでは、連邦政府が発行するものを連邦国債、各州が発行するものを州政府債と呼びます。



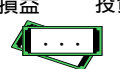

損益 投資


国際機関債
 各国政府が共同で出資し、国際的な地域経済開発・発展のために国境にとらわれず活動する金融機関等が発行する債券です。オーストラリアでも各機関による発行が行われています。



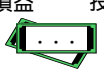

損益 投資


社債
 民間企業が、設備投資等のために投資家から直接資金を調達することを目的として発行する債券です (直接金融) 。直接、投資家から資金を調達することから、銀行から融資を受けて資金を調達する「間接金融」とは異なります。




損益 投資

モーゲージ証券 (MBS = Mortgage Backed Securities)
 住宅ローンを担保として発行された債券であり、ローンから発生する元金と利子の返済がその債券の元本と利子の支払原資になります。その多くは政府系機関または信用力の高い金融機関等により発行されており、信用リスクは相対的に低く抑えられた債券であると言えます。



資産担保証券 (ABS = Asset Backed Securities)
 住宅ローンや不動産ローン以外の貸付債権等を担保に発行された債券であり、それらから発生する元金と利子の返済がその債券の元本と利子の支払原資になります。担保の代表的なものとしては自動車ローン、クレジットカードローン、企業向けローン等があります。





(注) 上記の図は、国債、州政府債、国際機関債、社債、MBS、ABS等の一般的な特徴の一部について例示したものであり、すべての国債、州政府債、国際機関債、社債、MBS、ABS等が同様の仕組みを持つとは限りません。

金利変動リスクの目安となるポートフォリオ全体のデュレーション(実質平均残存期間)は、原則として参考指標のデュレーション±1年とします。

当ファンドは、UBSオーストラリア債券インデックス(為替ヘッジなし、円換算ベース)を参考指標とします。

UBSオーストラリア債券インデックスは、オーストラリアの債券市場のパフォーマンスを測定するために構築されたインデックスです。国債、州政府債、社債、国際機関債等を対象としています。なお、円換算ベースとは、委託会社がUBSオーストラリア債券インデックスを円ベースに換算したものです。

(参考指標とは、ファンドの運用にあたって、運用成果の目標の目安とする指標のことをいい、分配金の目安ではありません。)

シナリオ・ディペンデント・オブティマイゼーション(SDO)の手法を活用して、効率的なポートフォリオ構築とリスク・コントロールを行うことを目指します。

シナリオ・ディペンデント・オブティマイゼーション(SDO)

「シナリオ・ディペンデント・オブティマイゼーション(SDO)」は、ひとつの投資環境シナリオを想定し、それに依存するのではなく、基本シナリオの他に複数の代替シナリオを想定し、代替シナリオにあるイベントが発生した場合に考えられるマイナス効果を最小限に抑えつつ、基本シナリオにおいて最大限の収益を獲得するための方針を策定するツールです。

2

毎月の安定した分配を目指します。

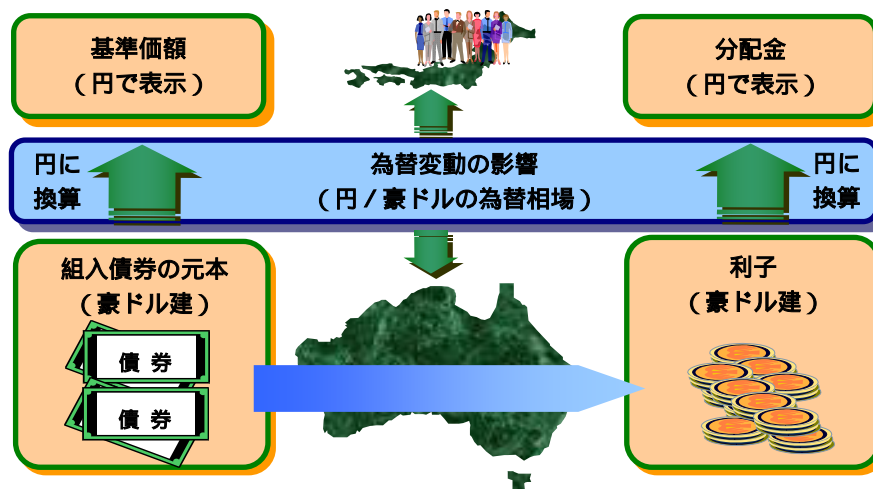
□ 組入債券の利子収入等を原資として、毎月決算時(原則として毎月10日、休業日の場合は翌営業日)に分配*を行うことを目指します。

* 原則として組入債券からの利子収入等を中心に、信託報酬等の運用関係諸費用等を差引いた金額を基に、毎月の安定した分配を目指します。

□ 当ファンドは、為替ヘッジを行わないため、分配金及び基準価額は円/豪ドル為替相場の変動の影響を受けます。

□ 分配原資が少額の場合には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

(分配金の受取りと為替変動の影響(イメージ図))



(注)上記の図はイメージ図であり、当ファンドの将来の投資成果及び分配金のお支払いをお約束するものではありません。

信用リスク

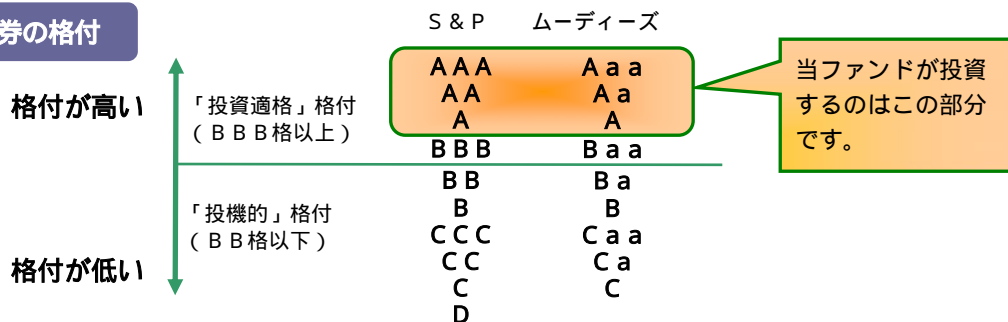
債券の元利金の支払いに関するリスク

投資を行う公社債は、取得時において、原則として格付機関から A - / A 3 以上の格付を付与されたものとし、信用リスクの低減を図ります。

信用リスク

債券の元本や利子の支払いが滞ったり、支払われなくなるリスクが「信用リスク」です。債券の価格は、その債券の発行体の信用状態の変化により変動することがあります。当ファンドは、専門の格付機関により相対的に高い格付を付与された債券に投資することにより、信用リスクの抑制を図り、安定運用を目指します。

債券の格付



(注) 上記の図は、スタンダード&プアーズ(S & P)及びムーディーズの格付を参考にし、当ファンドが投資を行う債券の格付をイメージ図化したものです。

金利変動リスク

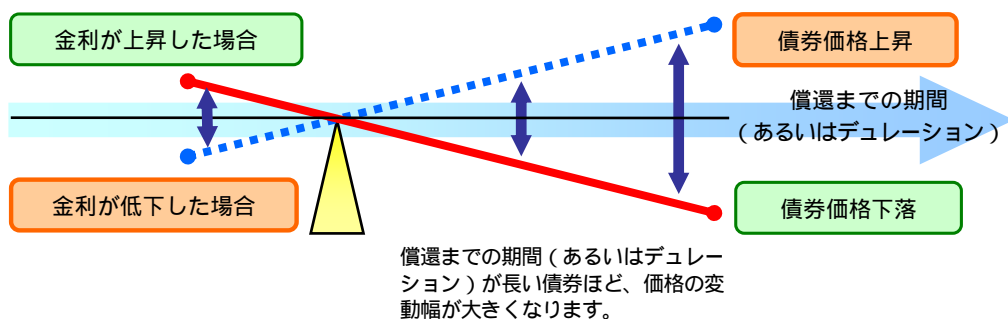
金利の変化が債券の価格に影響するリスク

ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として参考指標のデュレーション \pm 1年とします。

デュレーション

金利変動リスクの目安となる数値です。これは、債券のキャッシュフローに基づく平均残存期間や金利感応度を意味するもので、この数値の絶対値が大きいくほど市場金利が変動したときの債券価格への影響が大きくなります。債券の場合、一般的に償還までの期間が長いほどデュレーションは長くなります。

金利変動リスクとデュレーション(イメージ図)



(注) 上記の図は、デュレーション毎の金利変動に対する債券の価格変動を表したイメージ図であり、実際の価格変動とは異なります。

為替変動リスク

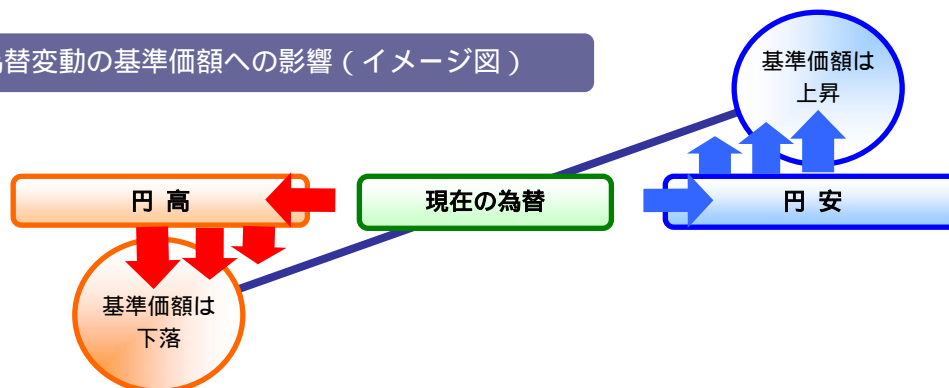
為替の変動に関するリスク

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額と分配金は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。

為替変動リスク

当ファンドは、円建て基準価額が表示されるファンドです。また、為替ヘッジは行いません。したがって、当ファンドの基準価額は、円安になると上昇する傾向が、反対に円高になると下落する傾向があります。

為替変動の基準価額への影響（イメージ図）



（注）上記の図は、円相場の値動きに対する基準価額の動きを表したイメージ図です。市況環境によっては、基準価額は異なる値動きを見せることがあります。

当ファンドの投資対象及びその他の投資方針

投資対象については、添付の「1. 約款」の第20条及び第21条をご参照ください。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

スワップ取引、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

（注）詳細については、添付の「1. 約款」をご参照ください。

4 . 投資制限

信託財産の運用は、法令及び当ファンドの約款等に規定する投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

株式等への投資制限（約款「運用の基本方針」、第 21 条第 3 項、第 23 条、第 24 条第 1 項）

- ・投資することを指図する株式等は、証券取引所（国内外の有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。
- ・株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ・同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限（約款「運用の基本方針」、第 21 条第 4 項、第 24 条第 2 項）

- ・新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ・同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資制限（約款「運用の基本方針」、第 21 条第 5 項）
マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款「運用の基本方針」、第 29 条）

同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

外貨建資産への投資制限（約款「運用の基本方針」）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

信用取引の指図範囲（約款第 25 条）

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、約款第 25 条の範囲内で信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。

先物取引等の運用指図（約款第 26 条）

有価証券先物取引等を約款第 26 条の範囲内で行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（約款第 27 条）

- ・スワップ取引を約款第 27 条の範囲内で行うことの指図をすることができます。
- ・スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図（約款第 28 条）

- ・金利先渡取引及び為替先渡取引を約款第 28 条の範囲内で行うことの指図をすることができます。
- ・金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

有価証券の貸付の指図及び範囲（約款第 30 条）

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を約款第 30 条の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の空売りの指図範囲（約款第 31 条）

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。なお、売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

公社債の借入れ（約款第 32 条）

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

資金の借入れ（約款第 41 条）

信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、約款第 41 条の範囲内で資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第 33 条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（約款第 34 条）

信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

受託会社による資金の立替え（約款第 43 条）

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

その他の投資制限（約款「運用の基本方針」）

国債、州政府債、またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として一発行体の発行する証券の保有は、純資産総額の 10%以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期並びに大量解約の場合等は除くものとします。

同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第 9 条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

（注）上記 ~ の詳細は、添付の「1. 約款」をご参照ください。

5 . 分配方針

収益分配方針

毎決算時（原則として毎月10日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- a. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益（マザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金及び収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。
- b. 収益分配金額は、原則として繰越分を含めた受取利子・配当収益を中心に、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定し、毎月の分配を目指します。ただし、信託約款に定める範囲内で、売買益をも源泉として分配を行うことがあります。また、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- d. 自動けいぞく投資コースを選択した投資者の分配金は、税金を差引いた後、原則として自動けいぞく投資約款に基づいて全額再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、収益分配金を受益者に支払う場合があります。

収益の分配方法

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額とマザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし利子等収益」といいます。）との合計額から、信託事務の諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- b. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし利子等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、信託事務の諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- c. 上記 a. におけるみなし利子等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る利子等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当ファンドの信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

6. マザーファンドの概要

(1) 投資方針

LM・豪ドル債券マザーファンドは、主として豪ドル建の公社債に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。

UBSオーストラリア債券インデックス（為替ヘッジなし、円換算ベース）を参考指標として運用を行います。

豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券及び資産担保証券等を主要投資対象とします。投資を行う公社債は、取得時において、原則として格付機関からA-/A3以上の格付を付与されたものとします。

デュレーション・コントロール、セクター配分、銘柄選定の3つの戦略により超過収益の獲得を目指します。

シナリオ・ディペンデント・オプティマイゼーション(SDO)を活用したデュレーション・コントロールを行います。ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として参考指標のデュレーション±1年とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。

国内及び外国の市場における有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引を行うことができます。

金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッドに、運用の指図に係る権限を委託します。

(2) 投資対象

投資対象については、約款第12条及び第13条をご参照ください。

(3) 投資制限

マザーファンドの信託財産の運用は、法令及び約款等に規定する投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

外貨建資産への投資制限（約款「運用の基本方針」）

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等の運用指図（約款第16条）

有価証券先物取引等を約款第16条の範囲内で行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（約款第17条）

スワップ取引を約款第17条の範囲内で行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図（約款第 18 条）

金利先渡取引及び為替先渡取引を約款第 18 条の範囲内で行うことの指図をすることができます。金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

有価証券の貸付の指図及び範囲（約款第 19 条）

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を約款第 19 条の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の空売りの指図範囲（約款第 20 条）

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。なお、売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

公社債の借入れ（約款第 21 条）

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第 22 条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（約款第 23 条）

外国為替の売買の予約を指図することができます。この外国為替取引の指図は、信託財産の実質純資産総額の範囲内で行うこととします。

上記の範囲を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替売買等の指図を行うものとします。

その他の投資制限（約款「運用の基本方針」）

国債、州政府債、またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として一発行体の発行する証券の保有は、純資産総額の 10%以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期並びに大量解約の場合等は除くものとします。

デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号）「4．投資制限」の「デリバティブ取引に関する投資制限」をご参照ください。

（注）上記 ～ の詳細は、添付の「1．約款」をご参照ください。

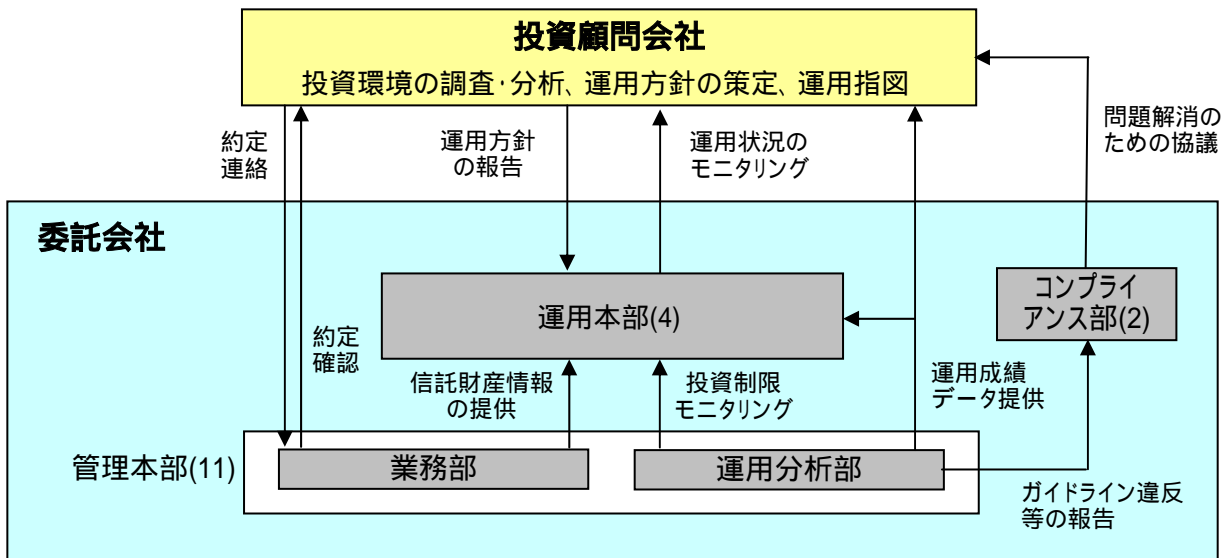
平成 20 年 9 月 4 日現在、当ファンド以外で「LM・豪ドル債券マザーファンド」に投資を行っているファンドは下記の通りです。

ファンド名	設定日
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド（適格機関投資家専用）	平成 17 年 10 月 19 日

7. 運用体制

当ファンドの実質的な運用はマザーファンドにて行います。その運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッドが行います。

ファンドの運用体制



(注)()は平成20年9月4日現在の各部署に属する人数(管理本部は、上記業務に従事する人数)を示します。

委託会社は、投資顧問会社との間で、ファンドの運用に関する投資一任契約書を締結するとともに、ファンドの運用に関するガイドライン(運用目標、投資対象、投資制限等)を投資顧問会社に指示します。

投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

委託会社の運用本部は、投資顧問会社の運用状況について、投資一任契約書、ガイドライン等を遵守し適切に行われていることを監督します。運用本部は、投資顧問会社に対して、必要に応じて投資環境の見通し、運用方針等についての情報提供を求めます。

委託会社の運用分析部は、ファンドのポートフォリオが各種投資制限に従った状況となっているのかモニタリングを行い、投資制限の違反または違反のおそれのある場合には、コンプライアンス部に報告します。報告を受けたコンプライアンス部では、投資顧問会社のコンプライアンス部門と連携して問題解消に向けた措置をとります。また、運用分析部は、ファンドの運用成績について分析を行い、分析結果を委託会社の運用本部及び関連部署並びに投資顧問会社にフィードバックします。

委託会社では、運用の意思決定の監督は、東京運用委員会があたります。東京運用委員会は、投資責任者、ポートフォリオ・マネージャー及びファンドの運用に係る各部門の責任者で構成され、議事内容は取締役会に報告されます。東京運用委員会は、月次で開催され、有価証券市場の状況認識・市場の方向性の予測、各ファンドの運用成績の点検、各ファンドの運用方針が適切に策定されているかの確認等を行います。

上記の運用については、「証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程」及び部門毎に策定した「業務規程」に従って業務が遂行されます。

(参考) 投資顧問会社の運用体制

マザーファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド」に委託します。投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

当ファンドの運用チームは、ポートフォリオ・マネジャー、アナリスト、トレーダー等で構成されています。同チームは、グループ内の運用担当者等との連携を図りつつ、公社債運用に関する投資方針の策定を行うとともに、投資方針に基づく個別ポートフォリオの運用・管理を行っています。

(注) ファンドの運用体制等は、今後、変更となる場合があります。

委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託が適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、社内規程に基づき、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、財務内容、法令等の遵守状況に関する調査を実施するとともに、必要のある場合には関係部署に対する投資顧問会社の業務遂行状況に関するヒアリングを行います。調査結果は、委託会社の商品会議に提出され、外部委託の継続について議論されます。

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

リスク管理体制

投資顧問会社におけるリスク管理体制

ファンドのリスク管理は、運用部から独立した専任のリスク管理チームが行います。リスク管理チームは、複数のリスク管理システムを用いて、ポートフォリオ毎のリスク特性等の分析・レポートの作成を行います。

運用担当者は、リスク管理チームが作成したレポートによってポートフォリオのリスク特性を確認することができます。また、有価証券の売買執行時には、発注内容が適正かどうかのコンプライアンス・モニタリングが行われます。

委託会社におけるリスク管理体制

委託会社は、投資顧問会社がリスク管理体制を遵守しているか、モニタリングを行います。また、問題が発生した場合には、遅滞なくコンプライアンス・オフィサーに連絡され、必要な措置が講じられます。

(注) リスク管理体制は、今後、変更となる場合があります。

8 . 投資リスク

慎重な投資の判断を行うために、当ファンドの取得申込者には、当ファンドの投資目的及びリスクの認識が求められます。

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に外貨建公社債を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、実質組入債券の値動き及び為替相場の変動等により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、実質組入債券の発行者の経営・財務内容の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。当ファンドの収益や投資利回り等は未確定であり、当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失はすべて受益者に帰属します。当ファンドの主なリスクは、以下の通りです。

為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、ファンドが保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

金利変動リスク（金利が上がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品のデフォルト（元金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化及びこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

外国に投資するリスク（カントリーリスク）

外国の債券等に投資を行った場合、上記のリスクの他、投資を行った国の政治経済情勢、通貨規制及び資本規制等の影響を受けて、基準価額が大きく変動する可能性があります。

期限前償還リスク

組入れた債券が期限前に償還された場合、償還された元本を別の債券等に再投資することになりますが、金利が低下している局面等では、再投資した債券の利回りが償還された債券の利回りより低くなる可能性があります。

デリバティブ活用のリスク

ファンドの運用においては、デリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブの価格は、市場動向や環境変化によって変動します。そのため、デリバティブの価格変動が基準価額の変動に影響を与える可能性があります。

資金流出に伴う留意点

解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

収益分配に関する留意点

ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて毎決算期に委託会社が決定します。当ファンドは、毎月の収益分配を目指しますが、これにより一定水準の収益分配金の支払いを保証するものではありません。なお、委託会社の判断により、決算時に収益分配を行わない場合もあります。

その他の留意点

当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

- (注) 投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外で投資信託をご購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にはなりません。

9. お申込み・換金手続きの概要

(1) お申込手続等

取得申込みの受付

継続申込期間：平成20年9月5日から平成21年9月3日まで
 申込受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。

*1 シドニー先物取引所、シドニーの銀行またはメルボルンの銀行の休業日の場合には、販売会社の営業日であっても、取得申込みは受付けません。(詳細については、販売会社にお問合せください。)

*2 原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時)までに取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得申込みの受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

委託会社は、金融商品取引所(有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

上記の継続申込期間における当ファンドの受益権の発行価額の総額は、上限4,000億円です。

継続申込期間は、期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

取得申込みの取扱場所及び払込取扱場所

販売会社の本・支店、営業所等で取扱います。販売会社は、下記の照会先までお問合せください。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940 (受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで)

(注) 販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドの取得申込みを販売会社に取次ぐ場合があります。(詳細については、販売会社にお問合せください。)

お申込コース

分配金の受取方法が異なる2つのコースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。また、販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、積立方式による取得申込みを取扱う場合があります。

一般コース 収益分配時に分配金を 受取るコース	一般コースを選択した投資家は、販売会社が定めた申込単位に基づき、お申込口数をご指定ください。 お支払いいただく金額は、指定した口数に取得申込受付日の翌営業日の基準価額を乗じて得た金額に、申込手数料及び手数料にかかる消費税等相当額を加算した金額となります。
-------------------------------	--

(注) 販売会社によっては、金額を指定する方法により取得申込みの受付を行う場合があります。

自動けいぞく投資コース 分配金を自動的に 再投資するコース	自動けいぞく投資コースを選択する投資家は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款 [*] にしたがって契約を締結します。なお、定期的な収益分配金の引出しを希望する場合は、「定期引出契約 [*] 」を販売会社と別途締結することにより、収益分配金の再投資を行わず、収益分配金を指定口座において受取ることが可能となる場合があります。 自動けいぞく投資コースを選択した投資家は、販売会社が定めた金額以上でお客様が指定する金額を販売会社にお支払いください。(お支払いいただいた金額から申込手数料(消費税等相当額を含みます。))が控除され、残りの金額でファンドを取得することとなります。)
-------------------------------------	--

* 販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。

(注) 詳細については、販売会社にお問合せください。

お申込単位

販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。

なお、販売会社は、前記の「取得申込みの取扱場所及び払込取扱場所」記載の照会先までお問合せください。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者による収益分配金の再投資の場合は、1口単位で取得することができます。

お申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額*です。

ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額です。

* 基準価額については、「11. 管理及び運営等の概要」をご参照ください。

お申込手数料

「10. 費用及び税金等」をご参照ください。

払込期日

取得申込代金は、販売会社が指定する日までにお申込みの販売会社にお支払いください。

(注)各取得申込受付日に係る発行価額の総額は、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(2)換金(解約)手続等

一部解約の実行の請求の受付

受付不可日*¹を除く、販売会社の営業日*²に行われます。

*¹ シドニー先物取引所、シドニーの銀行またはメルボルンの銀行の休業日の場合には、販売会社の営業日であっても、一部解約の実行の請求(以下、「一部解約請求」といいます。)は受付けません。(詳細については、販売会社にお問合せください。)

*² 原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時)までに一部解約請求が行われ、かつ当該一部解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約請求を行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

なお、一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

委託会社は、金融商品取引所(有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約請求の受付を取消することができます。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求及び純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約請求を制限することができます。

一部解約請求の単位

1口単位

一部解約の価額

一部解約請求受付日(解約申込受付日)の翌営業日の基準価額です。

一部解約代金のお支払い

原則として、一部解約請求受付日(解約申込受付日)から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店、営業所等において、お支払いします。

10. 費用及び税金等

(1) お申込時（お申込手数料）

お申込手数料（1万口当たり、消費税等相当額を含みます。）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料率を乗じて得た額です。手数料率は、2.625%（税抜2.50%）を上限として販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、「9. お申込み・換金手続きの概要」の「取得申込みの取扱場所及び払込取扱場所」記載の照会先までお問合せください。

（注）自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。

（注）お申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

(2) 保有期間中（管理報酬等）

信託報酬

信託報酬の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.3125%（税抜1.25%）の率を乗じて得た額とします。

当該信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

信託報酬の委託会社、販売会社及び受託会社間の配分については、各販売会社の純資産残高に応じ、下記の通りとします。

各販売会社の純資産残高	内 訳		
	委託会社	販売会社	受託会社
200 億円未満の部分	0.6300% （税抜 0.60%）	0.6405% （税抜 0.61%）	0.0420% （税抜 0.04%）
200 億円以上 400 億円未満の部分	0.6090% （税抜 0.58%）	0.6615% （税抜 0.63%）	
400 億円以上 600 億円未満の部分	0.5880% （税抜 0.56%）	0.6825% （税抜 0.65%）	
600 億円以上 1,000 億円未満の部分	0.5670% （税抜 0.54%）	0.7035% （税抜 0.67%）	
1,000 億円以上の部分	0.5355% （税抜 0.51%）	0.7350% （税抜 0.70%）	

投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社が当ファンドから受ける信託報酬から支払いますので、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

（注）マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

その他費用

a. 当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費は下記の通りです。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料*

先物取引・オプション取引等に要する費用

外貨建資産の保管等に要する費用

借入金の利息

信託財産に関する租税

受託会社の立替えた立替金の利息

信託事務等に要する諸費用（監査費用、法律及び税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、投資信託説明書（目論見書）、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出及び交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務等に関する費用を含みます。）

* 当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得・換金時には、手数料及び信託財産留保額等の費用はかかりません。

- b.上記 a.の から までに掲げる諸経費（消費税等相当額を含みます。）は、発生の日、あるいは毎計算期末または信託終了のときに、実際に発生した金額が信託財産中から支弁されます。
- c.上記 a.の の信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年 0.05%の率を乗じて得た金額の合計額を上限として、あらかじめ委託会社が費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定金額または固定率により計算される金額が、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。なお、委託会社は、信託期間中であっても、信託財産の規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。
- d.当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいては、次の諸経費がかかることがあります。
- 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
 - 先物取引・オプション取引等に要する費用
 - 外貨建資産の保管等に要する費用
 - 信託財産に関する租税
 - 受託会社の立替えた立替金の利息
 - 信託事務等に要する諸費用
- e.上記 d.のマザーファンドにおいて発生した諸経費は、マザーファンドの信託財産中から支弁され、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。ただし、マザーファンドに関連して生じた上記 d. から までの諸費用のうち、委託会社の合理的判断により当ファンドに関連して発生したと認める費用については、マザーファンドの負担とせず、当ファンドから支弁されることがあります。
- f.上記 a.の から までに掲げる各費用については、運用状況等により変動するものであり、予めこれを見積もることが困難であるため、費用毎の金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を表示することはできません。

(3)ご換金時（換金手数料・信託財産留保額）

換金手数料及び信託財産留保額はありません。

（注）当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

(4)課税上の取扱い

個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。取扱いの内容は、税制改正等により変更となる場合がありますのでご注意ください。詳細につきましては、税務専門家または税務署にご確認ください。

a. 個人の受益者に対する課税

収益分配時、一部解約時及び償還時

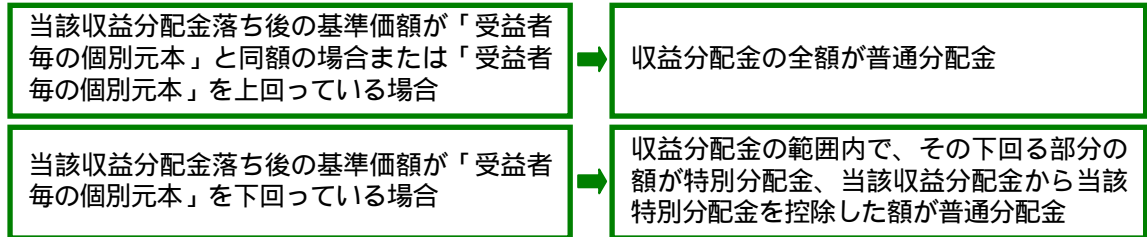
収益分配時	<p>平成 20 年 12 月 31 日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金^{*1}について 10% (所得税 7%、地方税 3%) の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。 ・受益者の選択により、確定申告を行い総合課税とすることもできます。 <p>平成 21 年 1 月 1 日以降</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通分配金について、次の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。 <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで 10% (所得税 7%、地方税 3%) 平成 23 年 1 月 1 日以降 20% (所得税 15%、地方税 5%) 平成 21 年及び平成 22 年においては、その年における当ファンドの普通分配金を含む上場株式等の配当等の金額 (同一の支払者からの年間の支払総額が 1 万円以下のものを除きます。) が 100 万円を超える受益者は、確定申告が必要となります。 ・受益者の選択により、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することができます。 ・申告分離課税を選択した場合の税率は、上場株式等の配当等の金額 (年間合計額) に応じ、以下の通りとなります。 <ul style="list-style-type: none"> (平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで) <ul style="list-style-type: none"> 100 万円以下の部分 10% (所得税 7%、地方税 3%) 100 万円を超える部分 20% (所得税 15%、地方税 5%) (平成 23 年 1 月 1 日以降) <ul style="list-style-type: none"> 20% (所得税 15%、地方税 5%)
一部解約時 及び償還時	<p>平成 20 年 12 月 31 日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部解約時及び償還時の個別元本^{*2}超過額について、配当所得として 10% (所得税 7%、地方税 3%) の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。 ・受益者の選択により、確定申告を行い総合課税とすることもできます。 <p>平成 21 年 1 月 1 日以降</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部解約時及び償還時の譲渡益 (解約価額または償還価額から取得費 (お申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。以下同じ。) を控除した額) が譲渡所得として課税対象となり、同じ年に他の上場株式等の譲渡損益がある場合は合算した金額について、申告分離課税が適用されます。 ・税率は、その年分の上場株式等に係る譲渡所得の金額に応じ、以下の通りとなります。 <ul style="list-style-type: none"> (平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで) <ul style="list-style-type: none"> 500 万円以下の部分 10% (所得税 7%、地方税 3%) 500 万円を超える部分 20% (所得税 15%、地方税 5%) (平成 23 年 1 月 1 日以降) <ul style="list-style-type: none"> 20% (所得税 15%、地方税 5%) ・特定口座 (源泉徴収選択口座) の利用も可能です。なお、特定口座 (源泉徴収選択口座) をご利用の場合でも、平成 21 年及び平成 22 年においては、その年における上場株式等に係る譲渡所得の金額が 500 万円を超える場合には、確定申告を行うことが必要となります。特定口座の詳細については、販売会社にお問合せください。

* 1 普通分配金と特別分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

- ・受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 受益者が収益分配金を受取る際 >



* 2 個別元本について

個別元本は、受益者毎の買付時の基準価額(申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)になります。

- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

繰越控除、損益通算

平成 20 年 12 月 31 日まで

一部解約及び償還により発生した損失は、確定申告を行うことにより、他の株式等の譲渡益と通算することができます。また、確定申告を行うことにより、その年に控除しきれない損失金額については、翌年以降 3 年間にわたり、他の株式等に係る譲渡益から控除することができます。

平成 21 年 1 月 1 日以降

その年分の上場株式等の譲渡所得等の計算上生じた損失の金額があるときは、確定申告を行うことにより、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り)から控除することができます。また、その年に控除しきれない損失については、確定申告を行うことにより、翌年以降 3 年間にわたり、株式等に係る譲渡益及び上場株式等の配当所得の金額から控除することができます。

配当控除制度の適用の有無について

配当控除の適用はありません。

b. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%(平成 21 年 4 月 1 日以降は 15%)の税率により源泉徴収されます。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。益金不算入制度は適用されません。

11. 管理及び運営等の概要

(1) 資産の評価

資産の評価方法

受益権 1 口当たりの基準価額は、純資産総額（信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、便宜上 1 万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額のお問合せ先

基準価額は、組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のインターネットのホームページ等でのご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載（略称：オー毎月）されます。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

有価証券等の評価基準及び評価方法等

マザーファンド受益証券	マザーファンド受益証券の基準価額で評価します。
国債証券・地方債証券・ 特殊債券・社債券	法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることがあります。

運用報告書等

委託会社は、投信法の規定に基づき 6 ヶ月毎（毎年 6 月及び 12 月の計算期末を基準とします。）及び償還時に、期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、当ファンドに係る知られたる受益者に対して販売会社を通して交付します。また、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって 6 ヶ月毎（毎年 6 月及び 12 月の計算期末を基準とします。）に作成し、監督官庁に提出します。

(2) 信託期間

原則として、無期限です。

（注）ただし、下記「(5) 繰上償還」の規定等により信託を終了させる場合があります。

(3) 計算期間

原則として、毎月 11 日から翌月の 10 日までです。

（注）各計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(4) 収益分配金及び償還金の支払い

収益分配金

- ・収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して 5 営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

- ・収益分配金は、販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。
- ・自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに無手数料で応じます。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が、定期引出契約により収益分配金の引出しを希望する場合は、収益分配金は受益者に支払われます。
- ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金

- ・償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、当ファンドの償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。
- ・償還金は、販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。
- ・受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(5) 繰上償還

以下に該当する場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ・マザーファンドを投資対象とする全ての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回った場合
- ・当ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合
- ・受益者のため有利であると認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき
- ・監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ・委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
- ・受託者の辞任または解任の後、委託会社が新受託者を選任できないとき

(6) 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

(7) 繰上償還及び約款変更の手続き

委託会社は、繰上償還または信託約款の変更（その内容が重大なものに限ります。以下、本(7)において同じ。）を行う場合において、あらかじめ、繰上償還または約款変更を行おうとする旨及びその内容を公告^{*}し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。繰上償還または約款変更を行うことに対し、異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上）に委託会社に対して異議を述べるすることができます。一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または約款変更を行いません。

繰上償還または約款変更を行わないこととしたときは、その旨及び理由を公告^{*}し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。

繰上償還の手続きにおける上記 及び の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない

事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

上記の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

*全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(注)当ファンドは、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

(8)公告

受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

12. 運用状況

(1) 投資状況

LM・オーストラリア毎月分配型ファンド

平成20年7月末現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	112,286,536,725	100.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		85,547,978	0.08
合計(純資産総額)		112,200,988,747	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

< 参考情報 >

LM・豪ドル債券マザーファンド

平成20年7月末現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	オーストラリア	13,336,042,582	9.21
地方債証券	カナダ	372,811,676	0.26
	オーストラリア	36,387,200,888	25.13
	小計	36,760,012,564	25.39
特殊債券	ドイツ	4,180,589,192	2.89
	フランス	2,583,895,229	1.78
	オーストラリア	5,516,065,874	3.82
	ノルウェー	1,787,594,489	1.23
	国際機関	2,885,991,308	1.99
	小計	16,954,136,092	11.71
社債券	アメリカ	15,646,560,541	10.81
	ドイツ	786,642,975	0.54
	フランス	1,933,213,956	1.34
	オーストラリア	40,723,977,390	28.13
	イギリス	4,651,918,098	3.21
	オランダ	3,525,272,924	2.43
	ケイマン諸島	1,988,550,290	1.37
	小計	69,256,136,174	47.83
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		8,494,970,909	5.86
合計(純資産総額)		144,801,298,321	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しております。評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	資産の名称	取引所	買建/売建	時価合計(円)	投資比率(%)
債券先物	AU 10YR 0809	SFE	売建	1,061,762,737	0.73
	AU 3YR 0809	SFE	買建	2,952,491,845	2.04

(2) 投資資産

LM・オーストラリア毎月分配型ファンド

投資有価証券の主要銘柄

a. 上位30銘柄

平成20年7月末現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	LM・豪ドル債券マザー ファンド	70,919,305,707	1.5693	111,293,666,446	1.5833	112,286,536,725	100.08

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成20年7月末現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.08
合計	100.08

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

<参考情報>

LM・豪ドル債券マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

a. 上位30銘柄

平成20年7月末現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額単価(円) 帳簿価額金額(円)	評価額単価(円) 評価額金額(円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND TREASURY	80,000,000.00	9,857.96 7,886,374,144	9,985.87 7,988,699,136	6.000000	2011/6/14	5.52
2	オーストラリア	地方債証券	NEW S WALES TREAS CORP	49,500,000.00	9,767.42 4,834,874,246	9,933.60 4,917,136,435	6.000000	2012/5/1	3.40
3	オーストラリア	地方債証券	VICTORIA TREASURY	40,000,000.00	9,852.25 3,940,900,480	9,989.65 3,995,860,352	6.250000	2012/10/15	2.76
4	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIA GOVT	36,200,000.00	9,977.09 3,611,708,404	10,200.95 3,692,746,245	6.250000	2015/4/15	2.55
5	オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND TREASURY	28,000,000.00	9,703.11 2,716,871,449	9,846.53 2,757,029,721	6.000000	2013/8/14	1.90
6	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIA GOVT	29,000,000.00	9,131.56 2,648,154,256	9,402.79 2,726,809,958	5.250000	2019/3/15	1.88
7	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIA GOVT	24,520,000.00	9,781.81 2,398,501,283	10,028.03 2,458,873,681	6.000000	2017/2/15	1.70
8	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIA GOVT	25,000,000.00	9,417.28 2,354,322,080	9,747.92 2,436,981,360	5.750000	2021/5/15	1.68
9	オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND TREASURY	25,000,000.00	9,465.26 2,366,316,480	9,593.98 2,398,497,200	6.000000	2017/9/14	1.66
10	ドイツ	特殊債券	LANDWIRTSCH,RENTENBANK	24,000,000.00	9,320.53 2,236,929,006	9,479.90 2,275,177,312	5.750000	2015/1/21	1.57
11	オーストラリア	地方債証券	NEW S WALES TREAS CORP	24,000,000.00	9,149.73 2,195,936,793	9,292.54 2,230,211,174	5.500000	2017/3/1	1.54
12	オーストラリア	地方債証券	WEST AUSTRALIA TREASURY	20,000,000.00	10,126.64 2,025,328,448	10,239.64 2,047,928,960	7.000000	2011/4/15	1.41
13	アメリカ	社債券	COUNTRYWIDE FINANCIAL	22,000,000.00	8,550.11 1,881,026,118	9,302.51 2,046,554,350	6.250000	2010/12/16	1.41
14	オーストラリア	社債券	LEASEPLAN AUSTRALIA LTD	20,000,000.00	9,950.24 1,990,049,600	9,995.06 1,999,012,224	6.250000	2009/5/4	1.38
15	オランダ	社債券	ABN AMRO SUB DT VAR	22,500,000.00	8,692.31 1,955,771,136	8,793.34 1,978,501,845	6.500000	2018/5/17	1.37
16	フランス	社債券	CIE FIN FONCIER	19,500,000.00	9,817.89 1,914,488,881	9,913.91 1,933,213,956	5.750000	2010/2/17	1.34
17	オーストラリア	地方債証券	NEW S WALES TREASURY	17,600,000.00	9,780.18 1,721,312,158	9,925.64 1,746,913,822	6.000000	2012/5/1	1.21
18	イギリス	社債券	DEUTSCHE BANK LDN FRN	16,500,000.00	9,963.72 1,644,014,222	10,016.29 1,652,688,470	6.500000	2014/4/23	1.14
19	フランス	特殊債券	DEXIA MUNICIPAL AGENCY	17,500,000.00	9,129.59 1,597,679,344	9,210.72 1,611,876,199	5.750000	2015/8/24	1.11
20	オーストラリア	社債券	COMMONWEALTH BANK FRN	15,500,000.00	10,034.46 1,555,341,920	10,079.88 1,562,382,888	6.500000	2014/2/10	1.08
21	オランダ	社債券	ELM BV (SWISS REIN) FRN	19,000,000.00	8,236.31 1,564,899,772	8,140.90 1,546,771,079	7.635000	2049/12/27	1.07
22	オーストラリア	特殊債券	MULTI 2005-2 A	15,000,000.00	10,033.64 1,505,047,104	10,045.48 1,506,823,296	7.930000	2011/11/21	1.04

平成20年7月末現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額単価(円) 帳簿価額金額(円)	評価額単価(円) 評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資 比率 (%)
23	イギリス	社債券	ROYAL BANK SCOTLAND PLC	15,000,000.00	9,734.58 1,460,187,537	9,834.65 1,475,197,891	6.000000	2014/10/27	1.02
24	オーストラリア	社債券	WESTPAC BANKING FRN	15,000,000.00	9,685.75 1,452,863,808	9,766.29 1,464,944,976	6.000000	2015/1/21	1.01
25	アメリカ	社債券	BEAR STEARNS CO INC	15,000,000.00	9,581.05 1,437,158,289	9,715.13 1,457,270,026	6.000000	2010/2/24	1.01
26	国際機関	特殊債券	EUROFIMA	15,000,000.00	9,448.13 1,417,220,534	9,693.19 1,453,978,999	6.250000	2018/12/28	1.00
27	アメリカ	社債券	WELLS FARGO & CO	15,000,000.00	9,578.43 1,436,765,154	9,649.74 1,447,462,117	5.750000	2010/7/12	1.00
28	オーストラリア	社債券	ROYAL WOMEN'S HOSPITAL	16,500,000.00	8,552.16 1,411,106,452	8,746.54 1,443,179,274	6.200000	2021/3/26	1.00
29	ケイマン諸島	社債券	ASIF II	14,200,000.00	10,093.50 1,433,277,187	10,135.66 1,439,264,133	6.500000	2008/11/20	0.99
30	オーストラリア	地方債証券	NEW S WALES TREAS CORP	15,000,000.00	9,297.50 1,394,625,126	9,487.62 1,423,143,216	6.000000	2019/4/1	0.98

(注1) 変動利付債券は平成20年7月末現在の利率です。

(注2) 平成20年7月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注3) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成20年7月末現在

種類	投資比率(%)
国債証券	9.21
地方債証券	25.39
特殊債券	11.71
社債券	47.83
合計	94.14

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

平成20年7月末現在

種類	国名	取引所	銘柄名	売買 区分	数量	通貨	帳簿価額 単価	帳簿価額	評価額 単価	評価額金額	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
債券 先物	オーストラリア	SFE	AU 10YR 0809	売建	106	オーストラリア ドル	97.80	10,366,473.52	98.13	10,401,280.74	1,061,762,737	0.73
	オーストラリア	SFE	AU 3YR 0809	買建	291	オーストラリア ドル	97.33	28,322,720.60	99.39	28,923,313.53	2,952,491,845	2.04

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場場で評価しております。

(注3) 評価額は、平成20年7月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(3) 運用実績

純資産の推移

期間末	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	基準価額 (円) (分配落)	基準価額 (円) (分配付)
第1特定期間 (平成15年12月10日)	38,044,960,830	38,500,170,295	9,567	9,753
第2特定期間 (平成16年6月10日)	77,240,762,945	78,781,685,631	9,171	9,415
第3特定期間 (平成16年12月10日)	113,689,859,743	116,276,116,645	9,664	9,904
第4特定期間 (平成17年6月10日)	140,223,110,690	143,421,909,774	10,079	10,319
第5特定期間 (平成17年12月12日)	143,428,848,469	146,825,405,309	11,002	11,257
第6特定期間 (平成18年6月12日)	126,041,614,027	129,452,874,388	10,232	10,502

期間末	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	基準価額 (円) (分配落)	基準価額 (円) (分配付)
第7特定期間 (平成18年12月11日)	125,997,083,140	129,218,005,840	10,879	11,149
第8特定期間 (平成19年6月11日)	124,445,236,897	127,722,945,061	11,928	12,229
第9特定期間 (平成19年12月10日)	109,806,031,484	113,261,333,033	11,175	11,521
第10特定期間 (平成20年6月10日)	109,832,456,502	113,357,758,452	11,261	11,622
平成19年7月末	120,279,276,933	-	11,910	-
8月末	111,097,344,139	-	11,071	-
9月末	117,296,286,266	-	11,772	-
10月末	120,405,842,580	-	12,196	-
11月末	110,055,922,165	-	11,196	-
12月末	110,429,490,931	-	11,326	-
平成20年1月末	105,520,684,345	-	10,803	-
2月末	108,143,585,658	-	11,074	-
3月末	101,125,720,445	-	10,361	-
4月末	106,417,608,722	-	10,912	-
5月末	110,133,838,548	-	11,281	-
6月末	111,358,952,701	-	11,426	-
7月末	112,200,988,747	-	11,503	-

(注1) 分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

(注2) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

分配の推移

期間	分配金(円)
第1特定期間 (自平成15年6月30日 至平成15年12月10日)	186
第2特定期間 (自平成15年12月11日 至平成16年6月10日)	244
第3特定期間 (自平成16年6月11日 至平成16年12月10日)	240
第4特定期間 (自平成16年12月11日 至平成17年6月10日)	240
第5特定期間 (自平成17年6月11日 至平成17年12月12日)	255
第6特定期間 (自平成17年12月13日 至平成18年6月12日)	270
第7特定期間 (自平成18年6月13日 至平成18年12月11日)	270
第8特定期間 (自平成18年12月12日 至平成19年6月11日)	301
第9特定期間 (自平成19年6月12日 至平成19年12月10日)	346
第10特定期間 (自平成19年12月11日 至平成20年6月10日)	361

(注) 分配金は、各特定期間中の各計算期間末に支払われた分配金(1万口当たり)の合計金額を記載しております。

収益率の推移

期間	収益率(%)
第1特定期間 (自平成15年6月30日 至平成15年12月10日)	2.47
第2特定期間 (自平成15年12月11日 至平成16年6月10日)	1.59
第3特定期間 (自平成16年6月11日 至平成16年12月10日)	7.99
第4特定期間 (自平成16年12月11日 至平成17年6月10日)	6.78
第5特定期間 (自平成17年6月11日 至平成17年12月12日)	11.69
第6特定期間 (自平成17年12月13日 至平成18年6月12日)	4.54
第7特定期間 (自平成18年6月13日 至平成18年12月11日)	8.96
第8特定期間 (自平成18年12月12日 至平成19年6月11日)	12.41
第9特定期間 (自平成19年6月12日 至平成19年12月10日)	3.41
第10特定期間 (自平成19年12月11日 至平成20年6月10日)	4.00

(注) 収益率は、特定期間末の基準価額(分配付きの額。)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

13. 財務ハイライト情報

以下の情報は、当ファンドの第9特定期間及び第10特定期間の財務諸表から抜粋して記載したものです。当該財務諸表については、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、監査報告書は有価証券届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の財務諸表に添付されております。なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

(1) 貸借対照表

区分	前期 (平成19年12月10日現在)	当期 (平成20年6月10日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	110,485,541,044	110,518,496,239
未収入金	38,979,081	84,628,385
流動資産合計	110,524,520,125	110,603,124,624
資産合計	110,524,520,125	110,603,124,624
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	569,025,396	571,616,179
未払解約金	38,979,081	84,628,385
未払受託者報酬	3,521,859	3,646,892
未払委託者報酬	106,536,265	110,318,472
その他未払費用	426,040	458,194
流動負債合計	718,488,641	770,668,122
負債合計	718,488,641	770,668,122
純資産の部		
元本等		
元本	98,261,797,245	97,532,284,985
剰余金		
期末剰余金	11,544,234,239	12,300,171,517
(うち分配準備積立金)	(24,114,889,241)	(22,667,796,542)
純資産合計	109,806,031,484	109,832,456,502
負債・純資産合計	110,524,520,125	110,603,124,624

(2)損益及び剰余金計算書

区分	前期 (自 平成19年 6月12日 至 平成19年12月10日)	当期 (自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日)
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
有価証券売買等損益	3,264,966,743	4,981,531,829
営業収益合計	3,264,966,743	4,981,531,829
営業費用		
受託者報酬	24,551,962	22,453,774
委託者報酬	742,696,784	679,226,644
その他費用	2,878,950	2,740,109
営業費用合計	770,127,696	704,420,527
営業損失金額	4,035,094,439	-
営業利益金額	-	4,277,111,302
経常損失金額	4,035,094,439	-
経常利益金額	-	4,277,111,302
当期純損失金額	4,035,094,439	-
当期純利益金額	-	4,277,111,302
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	30,022,878	5,123,759
期首剰余金	20,115,260,571	11,544,234,239
剰余金増加額	254,303,239	280,303,079
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(254,303,239)	(280,303,079)
剰余金減少額	1,400,657,196	358,105,379
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(1,400,657,196)	(358,105,379)
分配金	3,359,555,058	3,438,247,965
期末剰余金	11,544,234,239	12,300,171,517

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 (自 平成19年 6月12日 至 平成19年12月10日)	当期 (自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日)
	1. 有価証券の 評価基準及 び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準 価額で評価しております。
2. その他財務 諸表作成の ための基本 となる重要 な事項	特定期間末日の取扱い 平成 19 年 6 月 10 日が休日のため、前特定期間末 日は平成 19 年 6 月 11 日としております。このた め、当特定期間は 182 日となっております。	

14. その他

(1) 受益権の帰属と受益証券の不発行

当ファンドの全ての受益権は、社振法の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託会社があらかじめ当ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(2) 振替機関に関する事項

当ファンドの受益権に係る振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(3) 名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

(4) 受益者等に対する特典

受益者に対する特典はありません。

(5) 受益権の譲渡に係る記載または記録

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、「社債、株式等の振替に関する法律」が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定され

た受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約請求の受付並びに一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取扱われます。

(10) 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(2)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(2)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

(11) ファンドの詳細情報の項目

当ファンドの有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」及び投資信託説明書(請求目論見書)に記載している項目は以下の通りです。また、「第2 手続等」及び「第3 管理及び運営」の内容を要約したものと「第4 ファンドの経理状況」の財務諸表から抜粋したものは、有価証券届出書「第二部 ファンド情報」に記載されており、本文書でご覧になることができます。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 換金(解約)手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1)資産の評価
 - (2)保管
 - (3)信託期間
 - (4)計算期間
 - (5)その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

第5 設定及び解約の実績

添付

1. 約款

追加型証券投資信託
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド

運用の基本方針

約款第 22 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1 基本方針

この投資信託は、主として豪ドル建の公社債に投資を行い、信託財産の成長と毎月の安定した分配を目指します。

2 運用方法

(1)投資対象

LM・豪ドル債券マザーファンド受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)を主要投資対象とします。

(2)投資態度

UBSオーストラリア債券インデックス(為替ヘッジなし、円換算ベース)を参考指標として運用を行います。

豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券及び資産担保証券等を主要投資対象とします。投資を行う公社債は、取得時において、原則として格付機関から A - / A3以上の格付を付与されたものとします。

デュレーション・コントロール、セクター配分、銘柄選定の3つの戦略により超過収益の獲得を目指します。

シナリオ・ディペンデント・オプティマイゼーション(SDO)を活用したデュレーション・コントロールを行います。ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として参考指標のデュレーション±1年とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券指数等オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

当初設定並びに償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、急激な市況動向発生もしくは予想されるとき、並びに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

国債、州政府債、またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として一発行体の発行する証券の保有は、純資産総額の10%以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期並びに大量解約の場合等は除くものとします。

3 収益分配方針

毎決算時(原則として毎月10日、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益(マザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、原則として繰越分を含めた受取利子・配当収益を中心に、基準価額水準等を勘案して委託者が決定し、毎月の分配を目指します。ただし、信託約款に定める範囲内で、売買益をも源泉として分配を行うことがあります。また、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わない場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

約 款

(信託の種類、委託者及び受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額及び追加信託の限度額)

第3条 委託者は、金300億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金4,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第53条第1項及び第2項、第54条第1項、第55条第1項及び第57条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割及び再分割)

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については300億円を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び第32条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額

をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
第34条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の変化する受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手續を委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位及び価額)

第12条 指定販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、指定販売会社がそれぞれ別に定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための

振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に手数料及び当該手数料に係る消費税及び地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る当該基準価額は、1口につき1円とします。

前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ別に定める2.5%以内の率を基準価額に乗じて得た額とします。

前各項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。その場合の受益権の価額は、第44条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

指定販売会社は、第50条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合を除くほか、取得申込日がシドニー先物取引所、シドニーの銀行休業日またはメルボルンの銀行休業日にあたる場合には、受益権の取得申込に応じないものとします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場(金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。))及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

前項により、受益権の取得申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の受益権の取得申込を撤回できます。ただし、受益者がその受益権の取得申込を撤回しない場合には、当該受益権の取得申込の価額は、当該受付中止を解除した最初の基準価額の計算日に受益権の取得申込を受付けたものとして、第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(受益証券の種類)

第13条 (削除)

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第16条 (削除)

(記名式の受益証券の再交付)

第17条 (削除)

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第18条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第19条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。)に係る権利のうち、次に掲げる権利

(1)有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)に係る権利

(2)有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)に係る権利

(3)有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)に係る権利

(4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利

(5)有価証券先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。)に係る権利

(6)有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。)に係る権利

(7)有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。)に係る権利

(8)有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。)に係る権利

(9)金融先物取引(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法第66号)第1条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和63年法第77号)第2条第1項に規定するものをいいます。以下同じ。)に係る権利

(10)金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをいいます。金融先物取引を除きます。)に係る権利
(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。)

(ハ)金銭債権

(ニ)約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

(運用の指図範囲等)

第21条 委託者は、信託金を、主としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるLM・豪ドル債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券並びに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))及び新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。有価証券に係るものに限ります。)

17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号及び第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券並びに第12号及び第17号の証券または証書のうち、第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号及び第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、預金、コール・ローンを含む前条第1号(ロ)から(ニ)までに掲げる特定資産及び前条第2号に掲げる資産により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第23条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第24条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券

4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。))の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第26条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。))。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。))の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券及びマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金の割合を乗じて得た額をいいます。))を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに第21条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに第21条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。))の合計額の範囲内とします。
3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プ

レミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金及び償還金等並びに第21条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。))の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))の合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに第21条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。))の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。))に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券並びに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図)

第27条 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行うことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。))が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図)

第28条 委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との

合計額(「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額(「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。前2項においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第29条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図及び範囲)

第30条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第31条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をします。

(公社債の借入れ)

第32条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をします。

第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第33条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第34条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第35条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をすることは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者及び委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第 36 条 (削除)

(混蔵寄託)

第 37 条 金融機関または金融商品取引業者等(金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第 38 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることがあります。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることがあります。信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求及び有価証券売却等の指図)

第 39 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求並びに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 40 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金及び売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 41 条 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払い資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払い資金の不足額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% 以内前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 42 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 43 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。前 2 項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 44 条 この信託の計算期間は、原則として毎月 11 日から翌月の 10 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、平成 15 年 6 月 30 日から平

成 15 年 8 月 11 日までとし、第 2 計算期間はその翌日より開始するものとします。

前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 45 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用等)

第 46 条 信託財産に関する租税及び受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務等に関する費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受取ることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。

第 3 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 44 条に規定する計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)とともに信託財産中より支弁します。

第 1 項及び第 2 項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬等の総額)

第 47 条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 44 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 125 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めま

す。第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 48 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額とマザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし利子等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし利子等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

前項第 1 号におけるみなし利子等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る利子等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総

額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 49 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については、第 50 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 50 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い)

第 50 条 委託者は、収益分配金を毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 51 条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じます。当該再投資により増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、償還金を信託終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

委託者は、一部解約金を第 52 条第 1 項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。

前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金は、原則として各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金及び償還金の時効)

第 51 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、並びに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第 52 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がシドニー先物取引所、シドニーの銀行休業日またはメルボルンの銀行休業日にあたる場合は、当該請求には応じないものとします。

委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第 1 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日以前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

前各項の規定にかかわらず、信託財産の資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託者は、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設けること及び純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約の実行の請求に制限を設けることができます。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 52 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 53 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が 30 億円を下回った場合、または当該証券投資信託の信託財産の純資産総額が 20 億円を下回った場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項及び第 2 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

第 4 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを

得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第54条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第60条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第55条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第60条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業譲渡及び承継に伴う取扱い)

第56条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱い)

第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第60条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(受託者の変更)

第58条 (削除)

(受託者の変更に伴う取扱い)

第59条 (削除)

(信託約款の変更)

第60条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更は行いません。

委託者は、当該信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第61条 第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第53条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容及び買取請求の手続に関する事項は、第53条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第62条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第63条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第19条の規定及び受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

信託契約締結日 平成15年6月30日

委託者 レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1 基本方針

この投資信託は、主として豪ドル建の公社債に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。

2 運用方法

(1)投資対象

主として豪ドル建の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

UBSオーストラリア債券インデックス(為替ヘッジなし、円換算ベース)を参考指標として運用を行います。

豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券及び資産担保証券等を主要投資対象とします。投資を行う公社債は、取得時において、原則として格付機関からA-/A3以上の格付を付与されたものとします。

デュレーション・コントロール、セクター配分、銘柄選定の3つの戦略により超過収益の獲得を目指します。

シナリオ・ディペンデント・最適マイゼーション(SDO)を活用したデュレーション・コントロールを行います。ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として参考指標のデュレーション±1年とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券指数等オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

当初設定並びに償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、急激な市況動向発生もしくは予想されるとき、並びに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッドに、運用の指図に係る権限を委託します。

(3)投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

国債、州政府債、またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として一発行体の発行する証券の保有は、純資産総額の10%以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期並びに大量解約の場合等は除くものとします。

約 款

(信託の種類、委託者及び受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として、

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額及び追加信託の限度額)

第3条 委託者は、金300億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金4,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はそ

の引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項及び第2項、第41条第1項、第42条第1項及び第44条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項に掲げる適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第6条 この信託の元本及び収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割及び再分割)

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については300億円を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び第21条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として当該前営業日のわが国における対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第23条に規定する予約為替の評価は、原則として当該前営業日のわが国における対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行及び種類)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券が、この信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

(1)有価証券(ただし、株式・新株引受権証券・新株予約権証券等の出資証券、転換社債、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。))及び投資信託受益証券のうち株式投資信託に該当するものを除きます。)

- (ロ)デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。)に係る権利のうち、次に掲げる権利
- (1)有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)に係る権利((イ)に該当するものに限り、以下、(2)から(8)までにおいて同じ。)
 - (2)有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)に係る権利
 - (3)有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)に係る権利
 - (4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
 - (5)有価証券先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。)に係る権利
 - (6)有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。)に係る権利
 - (7)有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びヒに掲げるものをいいます。)に係る権利
 - (8)有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。)に係る権利
 - (9)金融先物取引(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第66号)第1条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和63年法律第77号)第2条第1項に規定するものをいいます。以下同じ。)に係る権利
 - (10)金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをいいい、金融先物取引を除きます。)に係る権利((1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。)
- (ハ)金銭債権
(ニ)約束手形
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
- (イ)為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第13条 委託者(第15条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第14条、第16条から第21条まで、第23条、第24条及び第28条から第30条までについて同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
1. 国債証券
 2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券(転換社債及び新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券並びに新株予約権付社債を除きます。)
 5. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 6. コマーシャル・ペーパー
 7. 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
 8. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 10. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)
 11. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 13. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号から第5号までの証券及び第7号の証券のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、預金、コール・ローンを含む前条第1号(ロ)から(ニ)までに掲げる特定資産及び前条第2号に掲げる資産により運用することの指図ができます。

(運用の基本方針)

- 第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用指図の権限委託)

- 第15条 委託者は、運用の指図に関する権限を下記の者に委託します。
- 商号:ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド
- 所在の場所:オーストラリア連邦 ビクトリア州 メルボルン市
- 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託の委託者が当該証券投資信託から受ける報酬額から支弁しますので、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。委託者は、かかる報酬の額及び支弁の時期を当該委託を受ける者との間で別に定めます。
- 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じえた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(先物取引等の運用指図)

- 第16条 委託者は、わが国の証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場(金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。))及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)
- における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)
1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに第13条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金及び償還金等並びに第13条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用されているものをいいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに第13条第2項に掲げる預金及びコール・ローン

で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券及び外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合は外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金を加えた額を限度とします。

3. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図)

第17条 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図)

第18条 委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手

方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(有価証券の貸付の指図及び範囲)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を第2項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

前項の公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をします。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をします。

第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。この外国為替取引の指図は、信託財産の実質純資産総額の範囲内で行うこととします。

前項の範囲を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替売買等の指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信

託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者及び委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者の指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第 25 条 (削除)

(混蔵寄託)

第 26 条 金融機関または金融商品取引業者等(金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマース・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第 27 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をすることともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 29 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 30 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 31 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積り

うるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

前 2 項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 32 条 この信託の計算期間は、原則として毎年 6 月 11 日から 12 月 10 日まで及び 12 月 11 日から翌年 6 月 10 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、平成 15 年 6 月 30 日から平成 15 年 12 月 10 日までとします。前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 33 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 34 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者が立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができるものとします。

(信託報酬)

第 35 条 委託者及び受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

(収益の留保)

第 36 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(一部解約)

第 37 条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。解約金は、一部解約を行う日の前営業日における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第 38 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項及び第 2 項の信託契約の解約は行いません。委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 39 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時にお

る信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。
受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い時期)

第 40 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 41 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 47 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 42 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 47 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業譲渡及び承継に伴う取扱い)

第 43 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱い)

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 47 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(受託者の変更)

第 45 条 (削除)

(受託者の変更に伴う取扱い)

第 46 条 (削除)

(信託約款の変更)

第 47 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更は行いません。
委託者は、当該信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 48 条 第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 38 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を

請求することができます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 51 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 52 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

信託契約締結日 平成 15 年 6 月 30 日

委託者 レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

2. 用語集

- あり -

委託会社 ファンドの受益権を発行する会社をいいます。受託会社と締結した信託契約に基づいて、ファンドの運用指図等を行います。

一部解約 換金方法のひとつで、ファンドの資産を直接取り崩して受益者に返金することをいいます。

運用報告書 委託会社が作成し、運用実績、期中の運用経過、運用状況及び今後の運用方針等を受益者にお知らせする書面をいいます。通常、計算期末(計算期間が6ヵ月未満の場合は6ヵ月毎)に作成し、販売会社を通じて各受益者へお渡しします。

- かり -

解約価額 一部解約による換金に際して用いられるファンドの単価をいいます。一般的には、一部解約の実行の請求受付日(当ファンドでは、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日)の基準価額から信託財産留保額(当ファンドでは信託財産留保額はかかりません。)を差し引いた額となります。

基準価額 純資産総額を受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

クローズド期間 効率のかつ計画的な運用を行うため、購入後、原則として換金(解約)できない期間です。期間中は本人の死亡等、限られたケース以外は換金できません。(当ファンドでは、クローズド期間は設けられておりません。)

- さり -

収益分配金 ファンドの計算期間終了後に受益者に支払われるファンドの収益金です。収益分配金は、分配方針に基づいて毎決算時に委託会社が決定します。なお、委託会社の判断により決算時に収益分配を行わない場合もあります。また、追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」の区分があります。

償還 信託期間が終了することをいい、信託期間の最終日を償還日といいます。

信託期間 ファンド毎にあらかじめ定められた存続(運用)期間をいいます。委託会社は受託会社と合意のうえ、所定の手続きを行うことにより、信託期間を変更することができます。

信託金限度額 ファンド毎に定められた信託財産の上限額をいいます。委託会社は受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

信託報酬 受益者が信託財産から間接的に負担する費用のひとつです。委託会社(販売会社に対して支払う代行手数料や投資顧問会社へ支払う投資顧問報酬を含んでいます。)、受託会社がそれぞれの業務に対する報酬として受取るもので、ファンド毎に信託報酬の率が信託約款によって定められています。

信託財産 ファンドで運用されている有価証券や短期金融商品等の資産全体をいいます。

信託財産留保額 受益者が一部解約請求を行った場合に、引続き投資を継続する受益者との公平性の確保やファンドの安定的な運用を目的として徴収され、信託財産に留保される金額をいいます。(当ファンドでは、信託財産留保額は徴収しません。)

時価評価 ファンドの組入資産に関する基本的な評価方法で、株式や債券等の各市場における終値等をもって、その証券を評価することをいいます。

自動けいぞく投資 受益者と販売会社間の契約に基づき、ファンドから生じる収益分配金を自動的に再投資することをいいます。再投資する額は、収益分配金から税金を差し引いた額となります。累積投資等の名称で呼ばれる場合もあります。

受益権 受益者が保有口数に応じて均等に保持する分配金や償還金を受取る等の権利をいいます。

受益者 ファンドの保有者のことをいいます。受益者は、保有する口数に応じて、収益分配や償還金を受領する権利、一部解約請求を行う権利等を有しています。

受託会社 委託会社と締結した信託契約に基づいて、ファンドの信託財産の保管・管理等を行う信託銀行をいいます。

純資産総額 信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

- たり -

投資信託 投資信託は、多くの受益者の皆様からお預かりした資金を大きな資金にまとめ、投資の専門家が株式や公社債等に分散投資し、その成果を受益者の皆様にお返しするものです。

投資信託説明書 法令等に基づいて作成されたファンドの説明書をいいます。投資信託説明書は、取得申込者にあらかじめまたは同時に交付される投資信託説明書(交付目論見書)と、請求があったときに交付される投資信託説明書(請求目論見書)があります。

特別分配金 受益者が追加型株式投資信託の収益分配金を受取る際、収益分配金落ち後の基準価額が「受益者毎の個別元本」を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となります。「特別分配金」は、受益者毎の元本の一部払戻しに相当する性格を持つため、非課税扱いとなります。

- はり -

販売会社 ファンドの募集の取扱いを行う会社(金融商品取引業者、銀行、信託銀行、生命保険会社、損害保険会社等の金融機関)をいいます。販売会社は、募集の取扱いのほか、一部解約請求の受付並びに収益分配金、一部解約金及び償還金の支払い等を行います。

普通分配金 受益者が追加型株式投資信託の収益分配金を受取る際、収益分配金落ち後の基準価額が「受益者毎の個別元本」と同額の場合または当該個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。「普通分配金」は、課税扱いとなります。

振替口座簿 振替機関や口座管理機関が備える帳簿をいいます。記載・記録は、コンピュータシステム上で行われます。

振替受益権 振替口座簿に記載・記録されることで定まる受益権をいいます。

- まり -

申込手数料 ファンドのお申込みの際に投資家が販売会社に支払う手数料をいいます。なお、申込手数料には消費税等相当額がかかります。

LM・オーストラリア毎月分配型ファンド

追加型株式投資信託／バランス型／自動けいぞく投資可能

投資信託説明書
(請求目論見書)

2008.9

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

本文書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

1. LM・オーストラリア毎月分配型ファンド(以下「当ファンド」といいます。)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成20年9月4日に関東財務局長に提出しており、平成20年9月5日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に外貨建公社債を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、実質組入債券の値動き及び為替相場の変動等により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、実質組入債券の発行者の経営・財務内容の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失はすべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外で投資信託をご購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にはなりません。

目次

投資信託説明書（請求目論見書）		頁
第1	ファンドの沿革	1
第2	手続等	1
1	申込（販売）手続等	1
2	換金（解約）手続等	2
第3	管理及び運営	3
1	資産管理等の概要	3
(1)	資産の評価	3
(2)	保管	3
(3)	信託期間	3
(4)	計算期間	3
(5)	その他	4
2	受益者の権利等	5
第4	ファンドの経理状況	7
1	財務諸表	10
2	ファンドの現況	24
第5	設定及び解約の実績	24

投資信託説明書（請求目論見書）

第1 ファンドの沿革

- 平成15年6月30日 信託契約締結、当ファンドの設定及び運用開始
- 平成18年1月1日 当ファンドの名称を「シティ・オーストラリア毎月分配型ファンド」から「LM・オーストラリア毎月分配型ファンド」に変更
マザーファンドの名称を「シティグループ・豪ドル債券マザーファンド」から「LM・豪ドル債券マザーファンド」に変更
- 平成18年9月8日 投資顧問会社を「レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド」から「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド」に変更

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

- (1)当ファンドの取得申込みは、販売会社*の本・支店、営業所等で受け付けます。販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）

* 販売会社とは、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。

- (注)販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドの取得申込みを販売会社に取次ぐ場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）
- (2)取得申込みの受付は、継続申込期間中の受付不可日*¹を除く、販売会社の営業日*²に行われます。
- *¹ シドニー先物取引所、シドニーの銀行またはメルボルンの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、取得申込みは受け付けません。ただし、収益分配金を再投資する場合は除きます。（詳細については、販売会社にお問合せください。）
- *² 原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得申込みの受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。
- (注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、当ファンドの取得申込みの受付を中止すること及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取消することができます。
- (注)取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、信託約款の規定に基づき分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- (3)お申込みコースには、分配金の受取方法が異なる2つのコースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。また、販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、積立方式による取得申込みを取扱う場合があります。

a. 一般コース・・・収益分配時に分配金を受取るコースです。

一般コースを選択した投資家は、販売会社が定めた申込単位に基づき、お申込口数をご指定ください。お支払いいただく金額は、指定した口数に取得申込受付日の翌営業日の基準価額を乗じて得た金額に、申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した金額となります。

(注)販売会社によっては、金額を指定する方法により取得申込みの受付を行う場合があります。

b. 自動けいぞく投資コース・・・分配金を自動的に再投資するコースです。

自動けいぞく投資コースを選択する投資家は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款^{*}にしたがって契約を締結します。なお、定期的な収益分配金の引出しを希望する場合は、定期引出契約^{*}を販売会社と別途締結することにより、収益分配金の再投資を行わず、収益分配金を指定口座において受取ることが可能となる場合があります。

自動けいぞく投資コースを選択した投資家は、販売会社が定めた金額以上でお客様が指定する金額を販売会社にお支払いください。(お支払いいただいた金額から申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額が控除され、残りの金額でファンドを取得することとなります。)

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。

(注)詳細については、販売会社にお問合せください。

- (4)お申込単位は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、前記(1)の照会先までお問合せください。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者による収益分配金の再投資の場合は、1口単位で取得することができます。
- (5)お申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資に係るお申込価額は、各計算期間終了日の基準価額となります。
- (6)申込手数料がかかります。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資の場合には、申込手数料はかかりません。申込手数料につきましては、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、前記(1)の照会先までお問合せください。

2 換金(解約)手続等

- (1)一部解約の実行の請求(以下「一部解約請求」ということがあります。)の受付は、受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。

^{*1} シドニー先物取引所、シドニーの銀行またはメルボルンの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、一部解約請求は受付けません。(詳細については、販売会社にお問合せください。)

^{*2} 原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時)までに一部解約請求が行われ、かつ当該一部解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)委託会社は、金融商品取引所(有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約請求の受付を取消することができます。

なお、一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして、下記(3)に準じて計算された価額とします。

(注)信託財産の資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求及び純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約請求を制限することができます。

(注)一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の

記載または記録が行われます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- (2)一部解約の単位は、1口単位です。
- (3)一部解約の価額は、一部解約請求受付日（解約申込受付日）の翌営業日の基準価額です。
- (4)一部解約に手数料はかかりません。
- (5)一部解約金は、原則として一部解約請求受付日（解約申込受付日）から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1)資産の評価

資産の評価方法

受益権1口当たりの基準価額は、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のインターネットのホームページ等のご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載（略称：オー毎月）されます。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

有価証券等の評価基準及び評価方法等

- a. マザーファンド受益証券 マザーファンド受益証券の基準価額で評価します。
- b. 国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券 法令及び社団法人投資信託協会規則に従い時価評価します。
- c. 外貨建資産 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
- d. 為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
（注）上記の評価が適当でないとは判断される場合には、別の方法により評価が行われることがあります。

追加信託金の計算について

- a. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
- b. 収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

*2 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2)保管

該当事項はありません。

(3)信託期間

原則として、無期限です。ただし、下記(5)の a.及びb.、の a.、の a.並びにの b.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)計算期間

原則として、毎月11日から翌月の10日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)その他

信託契約の解約（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、マザーファンドを投資対象とする全ての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回った場合、または当ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、上記 a. 及び b. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 上記 c. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記 d. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、上記 a. 及び b. の信託契約の解約を行いません。
- f. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. 上記 d. から f. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 d. の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記 の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記 a. の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記 の d. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社とその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記 の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

- b. 委託会社は、上記 a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記 b. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権総口数の二分の一を超えるとときは、上記 a. の信託約款の変更は行いません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

運用に係る報告

委託会社は、投信法の規定に基づき 6 ヶ月毎（毎年 6 月及び 12 月の計算期末を基準とします。）及び償還時に、期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、当ファンドに係る知られたる受益者に対して販売会社を通して交付します。また、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって 6 ヶ月毎（毎年 6 月及び 12 月の計算期末を基準とします。）に作成し、監督官庁に提出します。

公告

受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

反対者の買取請求権

上記 に規定する信託契約の解約または上記 に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記 の d. または上記 の c. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

関係法人との契約の更改に関する手続

- a. 投資信託契約の有効期間は、信託約款に定める信託終了日までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または解約を行うことがあります。
- b. 投資信託受益権の取扱いに関する契約の有効期間は、契約締結の日から 1 年間です。ただし、期間満了の 3 ヶ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に 1 年間更新されます。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更すること及び契約を解約することがあります。
- c. 投資一任契約の有効期間は、契約締結の日から、マザーファンドの信託終了日までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または契約を解約することがあります。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

当ファンドは、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

2 受益者の権利等

収益分配金の請求権

- a. 受益者は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b. 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して 5 営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。
- c. 上記 b. にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営

業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに無手数料で応じます。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が、定期引出契約により収益分配金の引出しを希望する場合は、収益分配金は受益者に支払われます。

- d. 収益分配金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。
- e. 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金の請求権

- a. 受益者は、償還金を持分にに応じて請求する権利を有します。
- b. 償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、当ファンドの償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。
- c. 償還金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。
- d. 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金（解約）請求権

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、1口単位をもって一部解約請求を行う権利を有します。
- b. 一部解約金は、原則として一部解約請求受付日（解約申込受付日）から起算して、5営業日目から受益者に支払われます。
- c. 一部解約金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

信託契約の解約及び信託約款の重要な内容の変更に係る異議申立権

受益者は、委託会社が信託契約の解約または信託約款の重要な内容の変更を行う場合において、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。

異議申立を行った受益者の買取請求権

上記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第4 ファンドの経理状況

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、前特定期間(平成19年6月12日から平成19年12月10日まで)については同内閣府令附則第3条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当特定期間(平成19年12月11日から平成20年6月10日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間(平成19年6月12日から平成19年12月10日まで)及び当特定期間(平成19年12月11日から平成20年6月10日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

平成20年2月12日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社


取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士

英 公 一
松村 洋季



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・オーストラリア毎月分配型ファンドの平成19年6月12日から平成19年12月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・オーストラリア毎月分配型ファンドの平成19年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書


平成20年8月11日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社


取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

英 公一 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

松村洋季 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・オーストラリア毎月分配型ファンドの平成19年12月11日から平成20年6月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・オーストラリア毎月分配型ファンドの平成20年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

LM・オーストラリア毎月分配型ファンド

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前期 (平成19年12月10日現在)	当期 (平成20年6月10日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		110,485,541,044	110,518,496,239
未収入金		38,979,081	84,628,385
流動資産合計		110,524,520,125	110,603,124,624
資産合計		110,524,520,125	110,603,124,624
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		569,025,396	571,616,179
未払解約金		38,979,081	84,628,385
未払受託者報酬		3,521,859	3,646,892
未払委託者報酬		106,536,265	110,318,472
その他未払費用		426,040	458,194
流動負債合計		718,488,641	770,668,122
負債合計		718,488,641	770,668,122
純資産の部			
元本等			
元本	※1	98,261,797,245	97,532,284,985
元本 剰余金			
期末剰余金 (うち分配準備積立金)		11,544,234,239 (24,114,889,241)	12,300,171,517 (22,667,796,542)
純資産合計	※2	109,806,031,484	109,832,456,502
負債・純資産合計		110,524,520,125	110,603,124,624

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	前期	当期
		(自 平成19年 6月12日 至 平成19年12月10日)	(自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日)
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
有価証券売買等損益		△3,264,966,743	4,981,531,829
営業収益合計		△3,264,966,743	4,981,531,829
営業費用			
受託者報酬	※1	24,551,962	22,453,774
委託者報酬		742,696,784	679,226,644
その他費用		2,878,950	2,740,109
営業費用合計		770,127,696	704,420,527
営業損失金額		4,035,094,439	—
営業利益金額		—	4,277,111,302
経常損失金額		4,035,094,439	—
経常利益金額		—	4,277,111,302
当期純損失金額		4,035,094,439	—
当期純利益金額		—	4,277,111,302
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		30,022,878	5,123,759
期首剰余金		20,115,260,571	11,544,234,239
剰余金増加額		254,303,239	280,303,079
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(254,303,239)	(280,303,079)
剰余金減少額		1,400,657,196	358,105,379
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(1,400,657,196)	(358,105,379)
分配金	※2	3,359,555,058	3,438,247,965
期末剰余金		11,544,234,239	12,300,171,517

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 (自 平成19年 6月12日 至 平成19年12月10日)	当期 (自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日)
1. 有価証券の 評価基準及 び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券 の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務 諸表作成の ための基本 となる重要 な事項	特定期間末日の取扱い 平成19年6月10日が休日のため、前特定期間 末日は平成19年6月11日としております。こ のため、当特定期間は182日となっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 (平成19年12月10日現在)	当期 (平成20年6月10日現在)
※1. 特定期間の末日における受益権の 総数	98,261,797,245口	97,532,284,985口
※2. 特定期間の末日における1単位当 たりの純資産の額		
一口当たり純資産額	1.1175円	1.1261円
(一万口当たり純資産額)	(11,175円)	(11,261円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 (自 平成19年 6月12日 至 平成19年12月10日)	当期 (自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日)
※1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の40相当額を支払っております。	同左
※2. 分配金の計算過程		
	(平成19年6月12日から平成19年7月10日までの計算期間)	(平成19年12月11日から平成20年 1月10日までの計算期間)
費用控除後の配当等収益額	602,161,917円	460,708,387円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	3,672,581,637円	－円
収益調整金額	7,655,933,209円	7,814,991,379円
分配準備積立金額	22,063,021,983円	23,863,786,763円
当ファンドの分配対象収益額	33,993,698,746円	32,139,486,529円
当ファンドの期末残存口数	102,277,898,399口	97,860,795,545口
1万口当たり収益分配対象額	3,323.63円	3,284.19円
1万口当たり分配金額	58.00円	60.00円
収益分配金金額	593,211,810円	587,164,773円
外国税控除額	24,520,362円	18,401,565円
	(平成19年7月11日から平成19年8月10日までの計算期間)	(平成20年1月11日から平成20年2月12日までの計算期間)
費用控除後の配当等収益額	490,508,658円	471,084,112円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	7,615,070,382円	7,913,247,186円
分配準備積立金額	25,297,725,934円	23,621,431,720円
当ファンドの分配対象収益額	33,403,304,974円	32,005,763,018円
当ファンドの期末残存口数	100,707,710,009口	97,745,401,729口
1万口当たり収益分配対象額	3,316.85円	3,274.39円
1万口当たり分配金額	56.00円	58.00円
収益分配金金額	563,963,176円	566,923,330円
外国税控除額	3,873,002円	4,237,361円
	(平成19年8月11日から平成19年9月10日までの計算期間)	(平成20年2月13日から平成20年3月10日までの計算期間)
費用控除後の配当等収益額	452,555,002円	400,211,056円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	7,675,426,683円	7,997,585,823円
分配準備積立金額	24,996,531,743円	23,421,141,431円
当ファンドの分配対象収益額	33,124,513,428円	31,818,938,310円
当ファンドの期末残存口数	100,178,376,170口	97,666,876,715口
1万口当たり収益分配対象額	3,306.54円	3,257.89円
1万口当たり分配金額	52.00円	60.00円
収益分配金金額	520,927,556円	586,001,260円
外国税控除額	15,966,145円	16,766,309円
	(平成19年 9月11日から平成19年10月10日までの計算期間)	(平成20年3月11日から平成20年4月10日までの計算期間)
費用控除後の配当等収益額	592,857,355円	438,716,857円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	7,664,853,086円	8,128,588,935円
分配準備積立金額	24,714,155,651円	23,104,058,725円
当ファンドの分配対象収益額	32,971,866,092円	31,671,364,517円
当ファンドの期末残存口数	99,437,901,488口	97,608,054,494口
1万口当たり収益分配対象額	3,315.81円	3,244.74円
1万口当たり分配金額	59.00円	60.00円

収益分配金金額	586,683,618円	585,648,326円
外国税控除額	15,238,891円	12,739,962円
	(平成19年10月11日から 平成19年11月12日まで の計算期間)	(平成20年4月11日から 平成20年5月12日まで の計算期間)
費用控除後の配当等収益額	528,722,747円	584,708,394円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	7,639,151,891円	8,223,425,682円
分配準備積立金額	24,459,987,741円	22,847,895,245円
当ファンドの分配対象収益額	32,627,862,379円	31,656,029,321円
当ファンドの期末残存口数	98,511,417,228口	97,519,135,373口
1万口当たり収益分配対象額	3,312.07円	3,246.13円
1万口当たり分配金額	62.00円	63.00円
収益分配金金額	610,770,786円	614,370,552円
外国税控除額	25,428,884円	21,331,258円
	(平成19年11月13日から 平成19年12月10日まで の計算期間)	(平成20年5月13日から 平成20年6月10日まで の計算期間)
費用控除後の配当等収益額	414,671,084円	545,537,163円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	7,692,872,925円	8,375,306,620円
分配準備積立金額	24,269,243,553円	22,693,875,558円
当ファンドの分配対象収益額	32,376,787,562円	31,614,719,341円
当ファンドの期末残存口数	98,261,797,245口	97,532,284,985口
1万口当たり収益分配対象額	3,294.94円	3,241.45円
1万口当たり分配金額	59.00円	60.00円
収益分配金金額	579,744,603円	585,193,709円
外国税控除額	10,719,207円	13,577,530円

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	前期	当期
	(自 平成19年 6月12日 至 平成19年12月10日)	(自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日)
期首元本額	104,329,976,326円	98,261,797,245円
期中追加設定元本額	1,584,067,042円	3,068,020,085円
期中解約元本額	7,652,246,123円	3,797,532,345円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前期 (平成19年12月10日現在)		当期 (平成20年6月10日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含 まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含 まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	110,485,541,044	△1,781,903,589	110,518,496,239	3,826,827,680
合計	110,485,541,044	△1,781,903,589	110,518,496,239	3,826,827,680

3 デリバティブ取引関係

I 取引の状況に関する事項

該当事項はありません。

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
日本円	親投資信託受益証券	LM・豪ドル債券マザーファンド	71,797,892,704	110,518,496,239	
合計			71,797,892,704	110,518,496,239	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<参考情報>

当ファンドは「LM・豪ドル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「LM・豪ドル債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、LM・豪ドル債券マザーファンドの計算期間はLM・オーストラリア毎月分配型ファンドの計算期間とは異なり、毎年6月11日から12月10日まで、及び12月11日から翌年6月10日までであります。

1 財務諸表

LM・豪ドル債券マザーファンド

(1)貸借対照表

区分	注記 番号	(平成19年12月10日現在)	(平成20年6月10日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		5,771,389,960	4,435,710,856
コール・ローン		177,289,852	989,115,176
国債証券		13,776,044,236	11,899,780,158
地方債証券		30,665,127,698	34,088,180,907
特殊債券		15,925,316,523	16,765,300,511
社債券		67,122,983,831	70,111,851,545
派生商品評価勘定		18,824,705	117,907
未収入金		11,082,197	1,775,766,386
未収利息		1,954,542,566	2,127,262,223
前払費用		64,212,348	32,975,327
差入委託証拠金		277,665,900	274,841,625
流動資産合計		135,764,479,816	142,500,902,621
資産合計		135,764,479,816	142,500,902,621
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		6,352,000	49,996,612
未払金		—	1,468,934,460
未払解約金		38,979,081	84,628,385
流動負債合計		45,331,081	1,603,559,457
負債合計		45,331,081	1,603,559,457
純資産の部			
元本等			
元本	※1	92,356,081,317	91,534,339,916
剰余金			
期末剰余金		43,363,067,418	49,363,003,248
純資産合計	※2	135,719,148,735	140,897,343,164
負債・純資産合計		135,764,479,816	142,500,902,621

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成19年 6月12日 至 平成19年12月10日)	(自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券移動平均法（買付約定後、最初の利払日まで個別法）に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 (2) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における貸借対照表作成日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	(1) 先物取引 同左 (2) 為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成19年12月10日現在)	(平成20年6月10日現在)
※1. 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数	92,356,081,317口	91,534,339,916口
※2. 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該ファンドの一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.4695円 (14,695円)	1.5393円 (15,393円)

(その他の注記)

1 元本の移動等

項目	(自 平成19年 6月12日 至 平成19年12月10日)	(自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日)
本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該ファンドの元本額	99,701,737,486円	92,356,081,317円
同期中における追加設定元本額	2,188,316,307円	5,545,647,299円
同期中における解約元本額	9,533,972,476円	6,367,388,700円
元本の内訳		
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド	75,185,805,406円	71,797,892,704円
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド (適格機関投資家専用)	17,170,275,911円	19,736,447,212円
計	92,356,081,317円	91,534,339,916円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	(平成19年12月10日現在)		(平成20年6月10日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含 まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含 まれた評価差額 (円)
国債証券	13,776,044,236	177,539,522	11,899,780,158	△389,711,766
地方債証券	30,665,127,698	△158,639,814	34,088,180,907	△421,741,601
特殊債券	15,925,316,523	△110,089,266	16,765,300,511	△305,772,198
社債券	67,122,983,831	△1,690,867,861	70,111,851,545	△2,100,132,099
合計	127,489,472,288	△1,782,057,419	132,865,113,121	△3,217,357,664

3 デリバティブ取引関係

I 取引の状況に関する事項

項目	(自 平成19年 6月12日 至 平成19年12月10日)	(自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日)
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の債券又は為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、債券関連では、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、また、通貨関連では、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	債券先物取引は、市場金利の変動によるリスク、為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクをそれぞれ有しております。	同左
5. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルール等に従い、運用担当部門及び独立した管理部門が行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

債券関連

区分	種類	(平成19年12月10日現在)				(平成20年6月10日現在)			
		契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引 売建 買建	5,877,746,092 —	— —	5,858,921,387 —	18,824,705 —	— 5,099,885,245	— —	— 5,050,006,540	— △49,878,705
合計		5,877,746,092	—	5,858,921,387	18,824,705	5,099,885,245	—	5,050,006,540	△49,878,705

(注) 時価の算定方法

外国先物取引について

- 1) 外国先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2) 貸借対照表作成日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

通貨関連

区分	種類	(平成19年12月10日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 オーストラリアドル	775,088,000	—	781,440,000	△6,352,000
合計		775,088,000	—	781,440,000	△6,352,000

(平成20年6月10日現在)

該当事項はありません。

(注) 時価の算定方法

為替予約取引について

1. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 貸借対照表作成日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 貸借対照表作成日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
2. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、貸借対照表作成日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

次表の通りです。

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考		
オーストラリアドル	国債証券	AUSTRALIA GOVT	9,800,000.00	9,518,250.00			
		AUSTRALIA GOVT	36,200,000.00	35,381,156.00			
		AUSTRALIA GOVT	24,520,000.00	23,496,290.00			
		AUSTRALIA GOVT	29,000,000.00	25,941,950.00			
		AUSTRALIA GOVT	25,000,000.00	23,063,500.00			
		計		124,520,000.00	117,401,146.00		
		(邦貨換算額)			(11,899,780,158)		
		地方債証券	NEW S WALES TREAS CORP	49,500,000.00	47,363,580.00		
			NEW S WALES TREAS CORP	9,000,000.00	8,062,920.00		
			NEW S WALES TREAS CORP	24,000,000.00	21,511,920.00		
			NEW S WALES TREAS CORP	2,000,000.00	1,831,040.00		
			NEW S WALES TREASURY	8,900,000.00	8,827,465.00		
			NEW S WALES TREASURY	17,600,000.00	16,862,384.00		
			NEW S WALES TREASURY	4,300,000.00	3,950,281.00		
			NSWTC-INTL REGD	10,000,000.00	9,911,500.00		
			QUEBEC PROVINCE	4,000,000.00	3,568,440.00		
			QUEENSLAND TREASURY	80,000,000.00	77,256,800.00		
			QUEENSLAND TREASURY	12,600,000.00	11,968,740.00		
			QUEENSLAND TREASURY	28,000,000.00	26,615,120.00		
			QUEENSLAND TREASURY	10,000,000.00	9,371,400.00		
			QUEENSLAND TREASURY	25,000,000.00	23,181,000.00		
			SOUTH AUST GOVT FIN AUTH	2,000,000.00	1,915,480.00		
			TREASURY CORP VICTORIA	6,000,000.00	5,276,700.00		
			VICTORIA TREASURY	10,500,000.00	10,093,650.00		
			VICTORIA TREASURY	30,000,000.00	28,899,000.00		
			WEST AUSTRALIA TREASURY	20,000,000.00	19,840,600.00		
			計		353,400,000.00	336,308,020.00	
		(邦貨換算額)			(34,088,180,907)		
		特殊債券	ALAND 2004-1 A1	6,000,000.00	5,832,600.00		
			CSCS 2006-1 A2	7,000,000.00	6,955,900.00		
			DEXIA MUNICIPAL AGENCY	10,000,000.00	9,379,941.87		
			DEXIA MUNICIPAL AGENCY	17,500,000.00	15,651,247.50		
			DOT 2004 FIX	4,000,000.00	3,918,760.00		
			EUROFIMA	15,000,000.00	13,883,430.00		
			EUROFIMA	5,000,000.00	4,319,412.81		
			EUROPEAN INVT BK	10,000,000.00	9,371,975.00		
			KFW	10,000,000.00	8,902,618.75		
			KOMMUNAL BANKEN	10,000,000.00	9,636,599.37		
			KOMMUNAL BANKEN	8,000,000.00	7,636,733.49		
			LANDWIRTSCH, RENTENBANK	24,000,000.00	21,913,489.48		
			LEDAC 1 B	4,000,000.00	3,890,960.00		
			MEDFI 2004-2 A	711,032.70	711,146.46		
			MOF 2 A2	8,000,000.00	7,374,080.00		
			MULTI 2005-2 A	15,000,000.00	14,743,800.00		
			NIMMT 2006-1 A1	7,000,000.00	6,812,260.00		
			REDS 2003-2 B	1,161,400.90	1,161,540.26		
			REDSE 2004-1 A2	1,025,175.04	1,025,349.31		
			RENTENBANK	10,000,000.00	9,465,026.25		
			SMHL 2003-1 B	1,000,000.00	988,360.00		
			WBT 2004-1 A	1,838,268.53	1,828,286.73		
			計		176,235,877.17	165,403,517.28	
			(邦貨換算額)			(16,765,300,511)	
			社債券	ABN AMRO SUB DT VAR	22,500,000.00	19,159,200.00	
				ALINTA NETWORKS HOLDINGS	10,750,000.00	10,064,472.50	
				AMER EXPRESS CREDIT CO	8,000,000.00	7,566,480.00	
		AMER EXPRESS CREDIT CO		10,000,000.00	9,001,300.00		
		AMP FIN SERV		11,000,000.00	10,810,701.00		
	ASIF II	14,200,000.00		14,040,724.80			
	ASIF II	5,500,000.00		5,346,255.75			
	AUST & NZ BANKING	2,500,000.00		2,341,750.00			
	AUST & NZ BANKING FRN	9,000,000.00		8,786,610.00			
	AUST & NZ BANKING FRN	10,000,000.00		9,423,000.00			
	AUST & NZ BANKING FRN	10,000,000.00		9,160,000.00			

	AUSTRALIA PAC AIR (MEL)	3,200,000.00	3,198,840.80
	BANK OF AMERICA CORP	3,000,000.00	2,970,184.50
	BARCLAYS BANK PLC	6,000,000.00	5,957,274.00
	BBI DBCT FINANCE PTY	15,000,000.00	12,869,520.00
	BEAR STEARNS CO INC	2,000,000.00	1,981,466.00
	BEAR STEARNS CO INC	15,000,000.00	14,078,745.00
	BRISBANE AIRPORT	5,000,000.00	4,832,400.00
	BRISBANE SQUARE FINANCE	10,000,000.00	9,654,800.00
	CFS GANDEL RETAIL TRUST	14,500,000.00	12,519,880.00
	CIE FIN FONCIER	19,500,000.00	18,754,789.20
	CITIGROUP INC	15,000,000.00	13,506,691.87
	COLONIAL FINANCE LTD	8,000,000.00	7,926,438.00
	COLONIAL FINANCE LTD	3,000,000.00	2,913,330.00
	COMMONWEALTH BANK FRN	15,500,000.00	15,236,500.00
	COMMONWEALTH PROP FUND	2,000,000.00	1,986,936.37
	COUNTRYWIDE FINANCIAL	3,000,000.00	2,978,718.00
	COUNTRYWIDE FINANCIAL	22,000,000.00	18,426,980.00
	DEUTSCHE BANK LDN FRN	16,500,000.00	16,105,155.00
	ELECTRANET PTY LTD I/L	2,000,000.00	1,940,060.00
	ELM BV (SWISS REIN) FRN	19,000,000.00	15,330,131.00
	ENERGY PARTNERSHIP GAS	7,000,000.00	6,515,600.00
	GASNET AUSTRALIA OPS LTD	8,500,000.00	8,385,335.00
	GE CAP AUSTRALIA FUNDING	9,000,000.00	8,808,570.00
	GE CAP AUSTRALIA FUNDING	4,500,000.00	4,277,745.00
	GE CAP AUSTRALIA FUNDING	15,000,000.00	12,684,450.00
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	9,000,000.00	8,632,170.00
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	8,500,000.00	7,740,287.00
	HBOS PLC	10,000,000.00	8,783,950.00
	HYPOREAL INTL AG	8,000,000.00	7,580,223.00
	LEASEPLAN AUSTRALIA LTD	20,000,000.00	19,495,000.00
	MACQUARIE BANK FRN	6,500,000.00	6,257,290.00
	MACQUARIE BANK FRN	12,000,000.00	10,200,480.00
	MERRILL LYNCH & CO	9,000,000.00	8,684,047.68
	MERRILL LYNCH & CO	6,000,000.00	5,349,534.00
	MERRILL LYNCH & CO	6,000,000.00	5,120,850.00
	MORGAN STANLEY	12,000,000.00	10,979,530.50
	MORGAN STANLEY	10,000,000.00	8,570,900.00
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	13,400,000.00	13,055,084.00
	NATIONAL CAPITL TRST III	12,000,000.00	10,260,240.00
	NATIONAL WEALTH SUB	12,000,000.00	9,714,960.00
	RABOBANK CAP FD VI FRN	11,000,000.00	9,199,674.00
	ROYAL BANK SCOTLAND PLC	15,000,000.00	14,304,345.00
	ROYAL WOMEN'S HOSPITAL	16,500,000.00	13,823,535.00
	SNOWY HYDRO LTD	5,000,000.00	4,761,900.00
	SPI AUSTRAL FIN PTY LTD	6,500,000.00	5,934,110.00
	SPI ELECTRICITY & GAS	9,000,000.00	8,266,590.00
	ST GEORGE BANK	5,000,000.00	4,642,000.00
	ST GEORGE BANK FRN	8,000,000.00	7,293,680.00
	ST GEORGE BANK FRN	7,000,000.00	6,859,846.00
	STOCKLAND TRUST MGMNT	15,000,000.00	13,653,750.00
	STOCKLAND TRUST MGMNT	3,000,000.00	2,536,920.00
	SUNCORP-METWAY INSURANCE	4,440,000.00	3,549,939.84
	SUNCORP-METWAY LTD	15,000,000.00	13,577,520.00
	TELSTRA CORP LTD	9,500,000.00	9,226,115.00
	TELSTRA CORP LTD	8,500,000.00	7,946,480.00
	TELSTRA CORP LTD	9,000,000.00	7,933,320.00
	TRANSURBAN FINANCE CMPNY	7,000,000.00	6,751,150.00
	TRANSURBAN FINANCE CMPNY	8,000,000.00	7,429,760.00
	VERO INSURANCE LTD FRN	10,000,000.00	7,843,300.00
	WACHOVIA BANK NA	7,000,000.00	5,627,664.00
	WELLS FARGO &CO	15,000,000.00	14,074,893.75
	WESTFIELD MANAGEMENT LTD	10,000,000.00	9,277,500.00
	WESTPAC BANKING FRN	5,000,000.00	4,943,150.00
	WESTPAC BANKING FRN	15,000,000.00	14,232,600.00
	WESTPAC BANKING FTF	10,500,000.00	9,699,060.00
	WOOLWORTHS LTD	9,000,000.00	8,356,860.00
	計 (邦貨換算額)	754,990,000.00	691,711,242.56
			(70,111,851,545)
オーストラリアドル計 (邦貨換算額)			1,310,823,925.84
			(132,865,113,121)
合計 (外貨建証券の邦貨換算額)			132,865,113,121
			(132,865,113,121)

有価証券明細表注記
外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
オーストラリアドル	国債証券 5銘柄	9.0%	100.0%
	地方債証券 19銘柄	25.7%	
	特殊債券 22銘柄	12.6%	
	社債券 77銘柄	52.7%	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

債券関連

「(2)注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「Ⅱ 取引の時価等に関する事項 債券関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

通貨関連

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

L M・オーストラリア毎月分配型ファンド

平成20年7月末現在

資産総額	112,324,394,205円
負債総額	123,405,458円
純資産総額(-)	112,200,988,747円
発行済口数	97,544,239,066口
1口当たり純資産額(/)	1.1503円
(1万口当たり純資産額)	(11,503円)

<参考情報>

L M・豪ドル債券マザーファンド

平成20年7月末現在

資産総額	144,842,686,199円
負債総額	41,387,878円
純資産総額(-)	144,801,298,321円
発行済口数	91,455,706,019口
1口当たり純資産額(/)	1.5833円
(1万口当たり純資産額)	(15,833円)

第5 設定及び解約の実績

期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	40,193,767,186	428,034,825
第2特定期間	49,402,486,402	4,942,943,621
第3特定期間	38,901,173,505	5,489,396,611
第4特定期間	30,824,369,509	9,340,089,904
第5特定期間	10,840,677,565	19,599,055,097
第6特定期間	4,740,802,812	11,922,596,406
第7特定期間	2,231,774,091	9,596,882,281
第8特定期間	1,228,220,888	12,714,296,887
第9特定期間	1,584,067,042	7,652,246,123
第10特定期間	3,068,020,085	3,797,532,345

(注) 当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

